

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度人権尊重のまちづくり審議会第2回会議
2 開催日時	令和8年2月26日(木) 午前10時～10時43分
3 開催場所	河内長野市役所 7階 行政委員会室
4 会議の概要	・河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)令和6年度取り組み状況について【書面報告】 ・河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)について ・その他
5 公開・ 非公開の別	公 開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	市民に寄り添う部 人権推進課(内線558)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和7年度人権尊重のまちづくり審議会第2回会議 議事録(要旨)

(日時) 令和8(2026)年2月26日(木曜日) 午前10時～午前10時43分

(場所) 河内長野市役所7階 行政委員室

<審議会委員>

(出席者)

中川 幾郎会長、西端 恵子副会長、奥村 亮委員、垣内 孝重委員、工藤 兼弘委員、駄場中 大介委員、富田芳男委員、野村 秀一委員、榊村 博子委員、

(欠席者)

齋藤 一馬委員、河浦 和哉委員、坂口 朗委員、長橋 淳美委員、

<事務局>

早川 総務経営局長、山本 市民に寄り添う部長、尾上 人権推進課長、東畑 人権推進課課長補佐、田中 人権推進課主幹、堂山 人権推進課いじめゼログループ長、

資料

- ・本日の会議次第
- ・審議会委員名簿
- ・河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例
- ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会規則
- ・河内長野市人権施策推進プラン(改訂版) 令和6年度取り組み状況について
- ・資料1 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)
- ・資料2 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン【概要版】(案)
- ・資料3 パブリックコメント意見及び市の考え方一覧
- ・資料4 河内長野市人権施策基本方針・推進プランの進捗状況

■ 会議録(要旨)

1. 開会

2. 案件

- ・13名中9名の出席により、本会議は成立。

- (1) 河内長野市人権施策推進プラン(改訂版) 令和6年度取り組み状況について【書面報告】
- (2) 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)について

○会長

おはようございます。

本日も皆様どうぞよろしくお願いいたします。

早速議事に入らせていただきます。

本日の案件はお手元の次第のとおり3つございます。

案件の(1)河内長野市人権施策推進プラン(改訂版) 令和6年度取り組み状況については、審議案件

の時間の関係がございますので、書面での報告とさせていただくということでございます。

質問等がございましたら、後日でも構いませんので、事務局にどうぞ問い合わせください。

それでは次に、案件の(2)河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)についてということで議事を進めさせていただきます。

まず前回会議にご欠席の委員もいらっしゃいますので、前回会議の振り返りから始めたく存じます。

前は10月2日に開催されました本審議会第1回会議でございますが、西野市長から、「河内長野市人権施策推進プランの次期計画の策定について」としての諮問をいただきました。

その諮問を受けて、事務局が作成した資料に基づきまして、委員の皆さまから、各種人権施策に関する貴重なご意見を多数いただきました。

その後、頂戴しましたご意見に基づき、私と事務局との間で、本日の会議資料でございます河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)をまとめた次第でございます。

本日の会議は、このプラン(案)に基づき、答申案をまとめることが主な審議内容となります。

それではご審議いただく前に、第1回会議後の進捗状況について、まず事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

説明(次の資料の基づく)。

- ・資料1 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)
- ・資料2 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン【概要版】(案)
- ・資料3 パブリックコメント意見及び市の考え方一覧
- ・資料4 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン策定の進捗状況

○会長

ただいま資料4に基づいて、経過説明いただきましたが、この推進プラン(案)につきましてはもう、事前配布されていると思います。

ご読了のことと思いますが、これにつきまして委員の皆様の間で審議していきたいと思います。

なお、加筆修正、または削除等のご意見があった場合は、推進プラン(案)の修正をその場で検討してご承認いただきながら進めていきたいと思いますが、そのような進め方でよろしいですか。

それでは意見を頂戴していきたいと思いますが、もう適宜、皆さま方にご発言いただければと思いますが、どういたしましょうか。

順番は、名簿の順でいきましょうか。

この際、ご意見がおありの方というと、トップバッターとしては切り出しにくいかもしれませんが、名簿順でいきます。

それでは、申し訳ございません。

ご所見ございますか。

○委員

今のところ気になるところは、ないです。

○会長

ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

○委員

資料の9ページです。

第2節の持続可能な開発目標(SDGs)を読み下しますと、最後の行で、「本市においても、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むことが必要です。」と。

必要なのはわかるのですが、「取り組んでいきます」みたいな表現の方がいいなと、やはり大事ななと感じましたので。

それから、14 ページです。

そういうことを議論する場所ではないというのは承知なのですが、女性の権利の擁護の推進だとか、女性に対するあらゆる暴力の根絶だとか、大事なものはわかるのです。

でも、今の世の中であって、男らしさがどうしたこうしたとか、いわゆる性差でものを言うときの話のことがちょっとセンシティブっていうのですか、なかなか難しいというところで、今女性のことだけが表立った様子になっているっていうのは、どうかという気がしなくもないなというような。

どこをどうしたらいいという自分の案を提示しないのですが、少し気がかりな感じがいたしましたというところでございます。

○委員

多様性の時代になっているということですね。

○会長

今のご指摘は男女共同参画の少し前の時によく出た主題で、いわゆる「らしさ教育」という、男らしく女らしくとか言うのはよくないというのも昔あったのですが、今はどう扱ったらいいでしょう。

○委員

ちょっと悩ましいです。

だから、人権教室でも、その男の子らしい色がどうしたとか、女の子らしい色がどうしたとかという話になると、やはり悩ましい話という部分がございます。

触りにくい箇所かなとは思いますが。

○会長

これは後ほど、再検討しましょう。

大変重要なご指摘かと思えます。

他よろしいですか。

○委員

資料の中、44 ページまでの用語解説に、もう少し足したほうがいいかもしれないと思ったのです。

自分が不勉強なことが、ここを覗くと助かると思っていくのですが、抜けていたのが何であったかちょっと、覚えていないので言えないのですが。

もう少し丁寧になったらいかがかなという気がいたしました。それが、最後の感想、意見です。

○会長

申し訳ないですが、思い出された段階で結構です。

伝えていただいて、用語解説の中に載せられるのであれば載せればいいと思います。

もう本当に人権のことで頑張ってくださっている委員において、ちょっとわからないという要素があったというご指摘なので、とても大事なことだと思いますから、後ほど聞いてください。

思い出したらという条件で結構です。

それでは、いかがですか。

○委員

別にこれといってないのですが、外国人労働者の研修制度という形で、安い賃金で働かされている。

今、人手が足りないとか言っていますが、もう一つは、派遣社員で、給料の 4 割ぐらい中間搾取されて、結局そういう人達は 3 年経ったら、次の企業へ、恐らくその次の企業が見つければ働けるのですが、見つからなければ働けない。

中には、結構優秀な人たちが随分いるのですが、その辺はやはりくみ上げての問題だろうと思うのですが、もう少し、人権問題として考えなければいけないと、そういうところに中間搾取されている気がして仕方がないです。

ちょっとその辺が気になって。

○会長

そうしますと、委員におかれては、この施策の方向までではなくて、現状と課題のところでもう少し具体的に記述を足したらどうかということになります。

事務局はどうですか。

現状と課題に、最近、例えば川口市だったか、思い出せませんが、クルド人の問題でいろいろと起こっているが、そういう現状も少し触れたらどうかと、余りにもさらっと、いき過ぎているのではないかという、上っ面を撫でたみたいな印象に取られるということだと思います。

ちゃんと世相を読んでいます、読んだ上できちんと言っていますというご指摘かと思います。

だけど結論は一緒です。

いわゆる外国人の排斥、排外主義的な傾向を戒めないといけないということは決まっているのです。

川口市だったかどうか具体的に覚えてないが、

「川口市ではクルド人に対するヘイトスピーチや排斥運動などが現実には発生しています」というところを入れたらどうですか。

これ実は、クルド人問題だけでなく、かつては日系ブラジル2世、3世の人たちの排斥運動が起こったことがあるのです。

関西ではないですが、三重県の鈴鹿市、あそこは確か自動車や家電産業があり、そこにたくさんのブラジル系の日系2世、3世が来て、その人達との間で一触即発の状況に至りかけたこともあります。

ところが、その地元の自治会、町内会の人々が率先して一緒に祭りをやろうと言い出したらパーと溶けてしまったのです。

あの地域でちょっと地震があったこともあるのです。

そのときに、ブラジル系の2世、3世の人は、その国は地震がないものだから、何が起こったのだということで、みんな同じ仲間で一斉に公園に集まったのです。

そしたら、暴動を起こしにかかっているって噂になって、みんなが取り囲む、そういう事件あったのです。

だからちょっと何かあったら、そのようなことが起こりかねない素地があることを書いておいた方がよい、というご指摘かと思います。

だから、現状と課題のところ少し事例を入れたらどうでしょう。

例えば、「極端な民族主義、排外主義的主張に基づく街頭デモ等の件数は減少傾向が見られるものの」と、その後ろに今の事例を入れたらどうでしょう。

これは方向性とか施策、変更を求めるものではないので。

○事務局

事務局としましては、具体的な事例を入れることで、わかりやすくなるという反面、このプランが11年間使われるプランになるので、その中で川口市やクルド人という固有名詞に近いようなワードを入れていいものか、少しだけ気になる部分があるのですが。

○会長

懸念を感じるのであれば、外国人、或いは外国籍住民が相対的に増加するにしたがって、そういう衝突事例が生じる傾向が見受けられるといえいいのではないのでしょうか。

○事務局

今、外国人住民が増加する自治体においては、・・・

○会長

圧倒的少数派だから、割とみんな寛容です。

逆に守ってあげないといけないと。

数が増えてきたら圧力を感じて、急に排外的な傾向が表に出てしまうというのが日本社会の特徴です。

それを指摘したらどうでしょう。

「相対的に増加傾向に入ると、排外主義的傾向が発生することが、一般的に見受けられる」との指摘があ

るでもいい。

つまり、何度言っても相手は絶対少数者という限り、安心感を片一方に持っているわけです。

じわじわ増えてきたら、だんだん不安なってきた、やっつけないといけないという気になる。

では、そのように処理しましょう。

それでは、どうぞ。

○委員

随分前回お話ししていただいた分を、反映していただいているので、基本的には十分です。

先ほど言われた男らしさ女らしさのところ、どうしたらいいかなと悩んでいて、第一章のところでは、やはり女性の権利、地位等が非常に低いところを擁護していこうよという話だと思う。

基本的にこの人権プラン自体もそもそもやはり、マイノリティーの方々の人権を擁護していこうという組み立てになっていて、第9節のところでLGBTQが出てくるのですが、ここにも多分言っておられるのは「男だから働いて、一家を支えるのが当然、涙を見せてはいけない。」こういうことを言っておられるのだと思うのです。

その取り扱いは難しいと思って、今、聞いていました。

ここLGBTQで取り上げることでよいかなと思いました。

○会長

ご指摘あった第9節で扱った方がいいのではないかとということですが、第9節はLGBTQなのでまさしく、「らしさの強制」というのはそうなのです。

LGBTQのところと言う方がいいのではないかなということもある。

それは良いご提案と思います。

男女のどこに入れるよりそっちの方がいいかもしれない、素直な感じがします。

第9節にその「らしさの強制」は、よくないということを入れましょう。

やはり「らしさの強制」は文化の強制だから、それはちょっと入れましょう。

他はないですか。

それでは、いかがでしょう。

○委員

異存はないというか、大変立派に書けている。

前回は何かとんちんかんなこと言いまして申し訳ないです。

○会長

そんなことはなかったと思うけど。

よろしいですか。

それでは、いかがでしょう。

○委員

私の場合はちょっと仕事柄ということで、前回あたりで認知症という言葉と認知症基本法というのは、ご提案、発言させていただいたのですが、早速、この中に取り込んでいただいて非常にありがたい。

そして中身を見ていると、いろんな部分にその言葉が出てきて反映されているなど読んでいて思いました。

○会長

それでは、いかがでしょうか。

○委員

今、委員がおっしゃった、本当に外国人の方というのはすごく仲間意識が強く、私たちも対応してしまっていますが、連携プレーがものすごい、ネットワークがすごいです。

だから、一つ間違ったものが入ると、きっちとやはりそういう形になるというのは、一番怖いところで、私どもの国際交流の会長も、先ほどお話されていた部分でも少しお話しして、また皆さん外国人の方にそういうお話もできるような機会を作っていただくように、お話しします。

本当にありがとうございました。

○会長

それでは副会長いかがですか。

お気づきの点あれば。

○副会長

まず簡単な言葉の文言のところで、ページは申し上げませんが「あいまって」という言葉がほとんどひらがなで表記されているのですが、Ⅰ箇所漢字で表記されているので、ひらがなに統一してもらいたいというのと、「安全・安心」という言葉も出てくるのですが、それはⅠヶ所「安心・安全」となっていて、市は、「安全、安心」、「安全だから安心して暮らせる」というような使い方しているので、整理していただきたいと思います。

それから、ちょっと私自身の考え方なのですが、第12節の様々な人権問題の解決について解決に向けてというところで、刑を終えて出所した人及びその家族の人権問題と書いてくださって、非常に大切なのですが、今、犯罪被害者の家族の人権問題が出ていると思うので、そういうとこまで今この段階で表す必要がないのだろうと思いますが、気持ちとして、そういう被害者の家族の人権もかなり侵害されているという現状があるのが、残念というか、表記の仕方も難しいでしょうから、今後になるかもわからないのですが思い当たりました。

人権協会という文言も2ヶ所ほど入れていただいてありがとうございます。

最後になるのですが、この全体のプランをどういった形で、市民に具体的にお示しされるのかというのは最後で結構ですので、お聞きしたいと思います。

この冊子を配るわけにはいかないのので、広報やホームページ等で、それで周知できるのかお示しできるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○会長

それについてはコメントありますか。

はいどうぞ。

○事務局

今副会長からのご質問の周知の部分ですが、周知啓発の部分について、先ほど説明の時にお伝えしたらよかったのですが、今回のプランを作るにあたって、いろんな会議の中で、やはり手に取って見てもらうというのはすごく大事で、市民の皆様に見てもらう機会をどんどん作っていかないといけないということで、資料2に概要版として、A3両面2枚で作りあげたものがあります。

これについて、裏面を見ていただいたらと思うのですが、空欄のちょっと斜線を入れているのですが、QRコードを掲載してしまして、これが未完成ではあるのですが、やはりその推進プラン本体をホームページ上にしっかり載せて、そのQRコードからその推進プラン本体もちゃんと見るような状態にしたい。

こういった概要版であれば、イベントであったり、講演会であったり、そういった場所でしっかりとお配りして、少しでも気になった方はしっかり本体も見に行けるような状態にしたいと考えていますので、やはり作った以上は、まず初めに周知したい。

そういった意味で、市の広報紙でも特集ページを組んでいただいて、結果的には簡単にはなってしまうのですが、しっかりとお知らせはしたいと考えております。

○会長

ありがとうございます。

いかがですか。

○副会長

とてもいいプランなので、周知をしていただけたらと思います。

QRコードを使えるという年代でない高齢者がたくさんいらっしゃるので、広報とかでお示しいただいたら大変ありがたいと思います。

プランに大変ご尽力いただいてありがとうございます。

○会長

今おっしゃった、もう一つ付け加えていただいた被害者のことばかりでなくて加害者の人権問題も視野に入らないかということですが、第12節33ページの刑を終えて出所した人及びその家族の人権問題の次につないでいけないかと思っています。

「家族の人権問題や、被害者はもとより加害者の家族にいたる人権問題」というように少し付け加えたら入ってくるのでないでしょうか。

そうすると、そこまで視野に入れますよ。

先般も福岡高裁だったか、今日の新聞載っていましたが、終身刑で服役していて服役中に亡くなられた方の再審が認められた。

ああいうのはやはり実は加害者側と思われていたけど無罪かもしれないという人です。

そういうところまで我々やはり人権ということで意識を持たなアカンということの証明みたいなものと思います。

だから、そういう書き方をちょっと入れたらどうでしょうか。

「加害者の家族」との言い方も気になるが、「加害者と思われる人の家族」というとまた話がややこしくなるので、一応、裁判上は推定無罪であっても、「加害者とされた人の家族」と入れておくほうが良いと思います。

文章任せます。

それでよろしいですか。

○副会長

ありがとうございました。

○会長

それでは以上で、いただいたご意見がある程度掌握できると思うのですが、先ほどペンディングになっていた「らしさ」の話も、解決を見たような気がしますので、その方向で加筆を加えていただくということでご承諾いただけますか。

それでは皆様のご意見いただいた上で、本推進プランの修正案、大筋了承ということで、本日をもって承認ということでよろしゅうございますか。

それでは予定しておりました第3回の会議に代えまして、私、副会長、2人そろって、3月のどこかで市長に答申をお渡ししたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

他に審議事項等、或いは事務局からご提起の課題とかございますか。

よろしいですか。

それでは、案件3に移ってよろしゅうございますか。

事務局からお願いいたします。

○事務局

・河内長野市人権施策推進プランの次期計画の策定に係る審議についてのお礼

・第11期審議会委員の選出協力について(お願い)

○会長

これまでをとおしまして、ほかにも、ご意見等この場でしたい、発言、或いは助言していただけることがございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは私の方で少しだけ感想を述べて終わらせていただきます。

先般、河内長野市の職員の人権研修を担当させていただいて、お話をさせていただいたところ、非常にアンケートの結果もすごく咀嚼力があって、なかなかレベルの高い市であるという実感を新たにしたところです。

ただ気になったのはやはり 20 代、30 代、かなり人権というのをそのままストレートに身につけるといって、これにまだ来てない。

これはなにも河内長野市だけではなくて、他のまちでも見受けられる現象で、大変私は気にしています。というのは今の 20 代 30 代というのは、学校教育も少しカリキュラムが変わって、かなり今の Z 世代というのですが、非常にエモーショナルな世代で論理的ではない、いわゆる情緒的な傾向がある。

なので、政治行動も非常に振れがちではないのかって、バーンとこっちに行ったり、あっちに行ったり。その背景に常に未来への不安、或いは、我々は前の世代に搾取されてきたという被害者意識が指摘されています。

被害を与えたと彼らに思われている世代、まさしく団塊の世代なのですが、この連中が日本の富を全部吸い尽くしたのだと。

だから自分たちそんな後始末させられる、今のぬくぬくと暮らす連中がという気持ちはどこかにあると聞いていますが、これってすごく危ないと思っています。

果たしてそうなのだろうか。

財政的に言うと、決してそのようなことはないのです。

未来へかなり先送り投資するものもありますし、こういう安定した豊かな国を作ったのはその世代の成果なので、その中で、戦争もなく、あまり厳しい差別もなく、平和に暮らせる社会を作ってきた世代に対するありがたさという、あなたたちのおかげですみたいな教育が何故でないのか、私はそれが非常に不信でございましてというのは、実感です。

そういう意味では今の 20 代 30 代に社会人教育として、職業人教育としてやはり人権教育しておかないと、職場内の秩序もそういう構造で、おかしいことになりかねない気がします。

いわゆる上の年代のおっしゃることを、聞かなくなるというか、何を偉そうに言うてるのとなりかねませんから。

ちなみに、他の自治体、特に名前は言いませんが、他の自治体で研修した時の反応で、人権ということにテーマを絞っているにもかかわらず、書いてある内容が極めて何というか感情的で、こういう話を聞きたくもないとか、何でこんな話きかされるのだとか、聞く義務なんかないはずなのに、どうしてこういう義務づけられているのだとか、そういう反発する人が、1%、2%は必ず言うのですがそれを最近が増えてきたなと思います。

だから公務労働に従事する限りは人権を守るといことは絶対の鉄則であるにもかかわらず、それが意識できないということは非常に、手前のところで認識をされているという気はします。

企業の人に対しては受ける責任や義務というのは法的にあるものもありますけれど、もっと根本的に会社がリスクを負うのです。

会社が訴訟リスクにさらされ、とんでもないことになることになれば、小さな会社なら倒産の危険にさらされるし、大きな会社でも億単位の損害ももたらします。

それぐらいのリスク感覚を持ったら人権の研修、企業内研修としても当たり前のことでしょと、私はよく言います。

だから、人権の研修を受けてあげているとか、勉強してあげているというのは、違うという話です。

ありがとうございました。

「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」第2回会議次第

令和8年2月26日(木) 午前10時～

河内長野市役所 7階 行政委員会室

1. 開会

2. 案件

(1) 河内長野市人権施策推進プラン(改訂版) 令和6年度取り組み
状況について【書面報告】

(2) 河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(案)について

(3) その他

3. 閉会

河内長野市人権尊重のまちづくり審議会(第10期)委員名簿 令和7年7月7日現在

【任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日まで】五十音順

	選出団体等	氏 名	役 職
1	河内長野市議会	オムラ リウ 奥村 亮	
2	富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会	サウ 孝重 垣内 孝重	
3	河内長野市企業人権協議会	カウ 和哉 河浦 和哉	
4	河内長野市老人クラブ連合会	カウ 兼弘 工藤 兼弘	
5	河内長野市人権教育研究会	サイト 一馬 齋藤 一馬	
6	teamあごら	サガチ ア 坂口 朗	
7	河内長野市議会	ダバカ ダイ 駄場中 大介	
8	河内長野市心身障害児・者父母の会	トミタ 芳男 富田 芳男	
9	帝塚山大学名誉教授	カガワ 幾郎 中川 幾郎	会長
10	一般財団法人大阪府人権協会	ガハシ アミ 長橋 淳美	
11	河内長野市人権協会	ニシバタ ケイ 西端 恵子	副会長
12	河内長野市青少年指導員連絡協議会	ムラ ヒデ 野村 秀一	
13	河内長野市国際交流協会	マムラ ヒロ 桺村 博子	

【事務局】

市民に寄り添う部長 山本
人権推進課長 尾上
人権推進課課長補佐 東畑
人権推進課主幹 田中
グループ長 堂山

○河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

平成13年3月28日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○河内長野市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 13 年 3 月 28 日

規則第 14 号

改正 平成 14 年 3 月 29 日規則第 9 号

平成 15 年 9 月 30 日規則第 43 号

平成 16 年 12 月 20 日規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例（平成 13 年河内長野市条例第 3 号）第 5 条の規定に基づき、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、河内長野市の人権施策を推進するために、市長の諮問に応じ、調査、審議及び答申し、並びに人権に関する諸課題について調査及び審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 人権関係団体関係者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日規則第43号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

『河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)』

令和6年度 取り組み状況

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが
尊重しあえる共生のまち」をめざして

令和8年 1月

河内長野市市民に寄り添う部人権推進課

人権施策の基本理念

本プラン（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、次の3つを目標として、基本理念の実現をめざしてまいります。

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
- 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
- とともにふれあい、ともに支えあうまちづくり



[基本理念]

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」

をめざします。

河内長野市における人権尊重への取り組み課題

1. 男女共同参画社会の実現にむけて

- ・職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

2. 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

- ・高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

- ・障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

5. 部落差別（同和問題）の解決にむけて

- ・部落差別（同和問題）の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

6. 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

- ・外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・正しい情報と知識による冷静な行動で人とのつながりを大切にします。

8. 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

- ・子どもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高めます。

9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

- ・性の多様性への理解を深め、個性が尊重される社会をめざします。

10. さまざまな人権課題の解決にむけて

- ・北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、災害に伴う人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。

「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」の状況

○全体目標

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度	7.2%	9.3%	10.0%

○人権尊重への各取り組み課題に関する目標指標

□男女共同参画社会の実現において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	31.1%	40.0%

□子どもの人権が尊重される社会の実現において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
児童虐待見守り件数	283 件	290 件	205 件
児童虐待防止啓発研修会参加人数	—	72 人	300 人

※後期指標として「児童虐待防止啓発研修会参加人数」を新指標に設定。

□生きがいにあふれた高齢社会の実現において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
成年後見制度等利用相談件数	60 件	130 件	100 件

□障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
就労継続支援事業所の平均工賃(円/月)	12,110 円	27,237 円	20,000 円

□部落差別(同和問題)の解決において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
部落差別(同和問題)に関する講座等の参加者数	230 人	4,144 人(累計)	3,000 人(累計)

□外国人の人権を尊重する社会の実現において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
国際交流活動参加者数	5,627 人	8,390 人	6,000 人

□さまざまな人権課題の解決において

	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
人権・平和意識啓発事業への参加者数	1,196 人	3,071 人	1,300 人

思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまちをめざして

目標指標	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度	7.2%	9.3%	10.0%

現状と方向性	○近年の人権を取り巻く状況は、子どもや高齢者に対する虐待、差別等の人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。 ○障害者差別解消法や、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。 ○今後も「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、引き続き、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
総括的な人権啓発	・本市の人権施策を効果的・効率的に進めるため、河内長野市人権協会と連携し、各種人権課題に関連した取り組みを総括的な視点から実施する。	・憲法週間、人権週間における該当啓発（横断幕、幟旗の設置） ・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（世界人権宣言、子どもの権利条約、女性の人権、拉致問題、インターネット上の人権侵害、SDGs、障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法などに関連したポスターや資料） ・人権啓発映像「わたしは今、こう思う。」の市庁舎での放映、市公式YouTubeでの配信 ・人権ふれあい講座（小中学校及び公民館）12事業（延べ2,480人）
総括的な人権擁護	・人権問題など自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。 ・人権擁護委員による人権相談を実施する。	・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 124件 ・人権擁護委員の相談 開庁日の第2・4火曜 10:00-13:00 1件
行政改革における人権尊重の視点の反映	・本市の様々な行政サービスにおいて、人権尊重の視点を反映し、人権行政の推進を図る。	・部落問題、LGBTQ、ハラスメント、個人情報、内部統制等の手引きや制度の周知啓発 ・行政サービスのDXの推進 ・「人権に関する市民意識調査票」の作成

取り組みの成果・課題	【課題】令和7年度は人権施策推進プランの最終年度にあたり、プランの進捗管理をするため、「人権に関する市民意識調査」を実施する必要がある。 【成果】人権啓発映像「わたしは今、こう思う。」の放映することによって、本市のめざす「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」の周知し、人権尊重に向けた環境が整ってきている。
------------	--

今後の方向性	・今後も「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、引き続き、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。
--------	--

1. 男女共同参画社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (R6)	目標値 (R7)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	31.1%	40.0%

現状と方向性	○男女共同参画や女性の地位向上のための様々な法律が整備される中、今なお、男女格差等の課題が生じており、市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。市、市民、事業者が相互に連携、協力し、家庭・職場・学校・地域などそれぞれの場で取り組めるよう啓発、支援を行います。 ○DVやストーカー行為を防止・規制する法律が整備される中、配偶者からの暴力に対して、ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を設置し、関係機関との連携を密にしながらDVの防止及びDV被害者等の支援を行います。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
男女共同参画にかかる人権啓発	・性別にかかわらず多様な生き方が選択でき、社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう市民意識の醸成を図るため、研修会の実施、講座や講演会の開催など啓発活動を推進する。	・職員研修 テーマ:「“生きづらさ”に心を寄せる～男性相談の視点から～」講師:濱田 智崇 参加者 650人 ・市民講座3講座 参加者70人
男女共同参画計画の推進	・「河内長野市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画計画の施策に関する重要事項の調査・審議を行い、男女共同参画計画を総合的かつ計画的に推進する。	・男女共同参画審議会の開催 (第4期計画の取り組み、配偶者からの暴力の被害者等に対する支援状況報告、男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告)
市民団体との男女共同参画の推進	・男女共同参画社会の形成を目指す市民団体 team あごらに啓発事業を委託し、男女共同参画に関する意識改革のための啓発を行う。	男女共同参画週間講演会&第32回おんなとおこのワイワイあごら「元医者のお父が目指した“多くを望まない最期”」久坂部 羊 179人 ・あごらシネマクラブ 延べ355人 ・天野山金剛寺多宝塔のパープルライトアップ
男女共同参画にかかる人権擁護	・専門カウンセラーによる女性のための相談等を実施するとともに、DVの根絶に向け、関係機関・団体等との連携を図り、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど人権擁護への取り組みを推進する。また、孤独・孤立で不安を抱える女性を対象に居場所づくり(講座)や生理用品の提供を実施した。	・女性のための相談 96件(第2・4水、第3土、女性相談員を配置 年108枠) ・DV被害者等支援連絡会議研修会 ・女性のための電話相談 10件 ・居場所づくり講座4回 47名 ・生理用品の無償配布 117セット(市内16カ所で配布)

取り組みの成果・課題	【成果】男女共同参画にかかる人権啓発において、テーマが「男性相談」や、「男女と防災」、「理系女子」など、多角的な視点で取り組みを検討することができており、従前からの取り組みにも変化が生じてきている。 【成果】天野山金剛寺多宝塔のパープルライトアップ等を実施し、広く市民に啓発するとともに、居場所づくり(講座)事業や生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業を実施することで潜在的な相談ニーズの掘り起こしができた。 【課題】審議会などへの女性の参画率を向上するためには、団体推薦などで委員を選出する「あて職」において女性の登用を進める必要がある。
------------	---

今後の方向性	・誰もが個性と能力を活かすことができる社会をめざして、男女共同参画計画(第4期)に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進する。 ・市が設置する審議会等への女性の参画率の向上のために、さらなる意識啓発や、地域活動団体や市内の事業者における意思決定過程への女性の参画促進を働きかけるなどの取り組みを進める。 ・女性に対する暴力を許さない意識の啓発と環境づくり、DV被害者が安心して相談できる体制の整備を進める。
--------	--

2. 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

後期指標

目標指標	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
児童虐待防止啓発研修会参加人数	—	72人	300人

※後期指標として「児童虐待防止啓発研修会参加人数」を新指標に設定。

現状と方向性	○子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現に向けた様々な法律が整備される中、児童虐待に対して、関係機関や他の事業との連携を図りながら、要保護児童の実態の把握、見守り方法等具体的な援助方法についての意見交換及び啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。 ○「河内長野市教育立市宣言」に基づき、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めます。 ○子どもがいじめ等の被害者や加害者になる事態が生じている中、いじめに対しては、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進します。
--------	---

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
総合的な虐待防止の推進	・市内で発生する児童虐待について、地域の各関係機関や団体間における連携・連絡を密にし、適切に対応する。	・要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回、実務者会議 12回、事例検討会議 53回 ・児童虐待防止啓発研修会 72人
学校教育における支援体制の整備	・互いの違いを認め合える仲間づくり・集団づくりを推進するための取り組みを行う。 ・いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー（児童生徒・保護者・教員対象）やハートフルアシスタントを派遣・配置し、児童・生徒等の心のケアを行う。	・スクールソーシャルワーカー：各校に派遣（3人、年間280回、延べ1,216時間） ・スクールカウンセラー：9名で全中学校区を対応、市全体に1人配置（年間30回） ・ハートフルアシスタント：10人で全7中学校と小学校2校を対応、カウンセラー、教員と連携
子どもの人権に関する啓発	子どもの人権問題についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・人権を考える市民の集い 講演会：「みんなとかなじくできないよ～こどもの人権をきょうだい児の視点から考える～」湯浅正太 134人

取り組みの成果・課題	【成果】要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携が進み、児童虐待の早期発見と防止が図られ、要保護児童の世帯について、見守り等の支援が促進された。 【成果】スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置により、「チーム学校」の機能が充実し、いじめや不登校の発見と早期の対応、家庭支援につながった。 【成果】妊娠期から子育て期までの継続的な支援を行うために、「こどもファミリーセンター」を設置し、切れ目のない支援体制を整えた。 【成果】不登校児童生徒に対して、各学校や子ども教育支援センターにおいて、1人1台学習者用端末を活用した活動を取り入れるなど、不登校児童生徒への学習保障やつながりづくりの取り組みを進めた。 【課題】今後もすべての児童生徒にとって、居場所のある学校づくりを進める必要がある。
------------	--

今後の方向性	・すべての児童生徒にとって、居場所のある学校づくりを行うことで、いじめの早期発見や不登校児童生徒への早期の対応を図る。 ・子育て支援事業との連携により、子育て世帯の孤立防止や相談体制の強化を図ることで児童虐待の未然防止に努める。 ・全国的な傾向ではあるが、本市でも小中学校ともに不登校児童生徒が増加しており、不登校を含む様々な生徒指導上の課題に学校が組織的に対応できるよう、教員研修や人材配置などの対応強化を図っていく。
--------	---

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

目標指標	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
成年後見制度等利用相談件数	60 件	130 件	100 件

現状と方向性	○介護保険法改正に伴い、自立支援・重度化防止に視点を置いた介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、要介護認定高齢者の上昇を抑えます。 ○養介護施設の従事者や家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が起こる中、高齢者虐待に対しては、地域におけるさまざまな関係者間のネットワークの構築を図り、被虐待高齢者の早期発見、被虐待高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めます。 ○認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るため、認知症サポーターの養成を推進することで、地域の支え手の増加を図るとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、適切な相談支援に取り組みます。 ○高齢者の孤立や悪徳商法などの様々な問題が生じている中、成年後見制度の利用促進を図り、悪質商法をはじめとした高齢者の犯罪被害防止に努めます。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
地域包括支援センターの運営	・市内3カ所に地域包括支援センターを設置（委託）し、高齢者からの相談を受けることで、成年後見制度等の紹介や高齢者虐待の早期発見と防止に努める。	・相談件数 314件 （虐待、成年後見制度等権利擁護に係るもの）
地域福祉の援護	・判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、事情により制度の利用が困難な場合は市長による成年後見審判の請求を行う。	・市長申立て件数 5件
地域福祉の推進	・地域の身近なところに福祉の総合的な相談窓口（いきいきネット相談支援センター）を設置し、相談業務を行う。	・市内8カ所設置 ・相談件数 2,345 件
在宅高齢者の支援	・河内長野市地域ケア推進事業実行委員会が地域包括ケアシステムの構築を目指し多職種専門職や関係機関と連携、予防、医療、介護、福祉等の啓発イベントを実施。	・いきいきフェスタ 来場者数：約500人
高齢者の生きがいづくり	・高齢者が住みなれた地域で健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、生きがいづくりと社会参加を促進するための啓発を実施する。	・いきいき情報誌の作成、支援 年2回発行

取り組みの成果・課題	【成果】「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、各種施策・事業を実施し、高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めることで、深刻な人権侵害の抑止効果が高まった。 【成果】各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に認知症支援体制づくりを進めることで、認知症は身近なものだという認識の向上が促進された。 【課題】医療・介護・福祉の連携推進や介護予防の推進、地域における支え合い活動の取組みを進め、地域包括ケアシステムの更なる深化を図る必要がある。
------------	--

今後の方向性	・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業を推進するとともに、地域における認知症高齢者の多様な支援事業の実施に取り組む。 ・地域福祉計画に基づき、相談・支援体制の充実、地域福祉活動の担い手育成、地域での支え合い活動を推進し、地域共生社会の実現に向けて取り組む。
--------	--

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現に向けて

目標指標	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
就労継続支援事業所の平均工賃(円/月)	12,110 円	27,237 円	20,000 円

現状と方向性	○「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的扱いが禁止される中、障がい者虐待に対しては、障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応します。 ○地域を土台とした支援の基盤を作るとともに、個人や世帯が抱える複合的な課題に包括的に対応し、解決を図る支援体制などの整備をすすめます。 ○障がいのある人もない人も、ともに自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるため、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組みます。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
障がい者の人権にかかる啓発	・障がい者への正しい理解と認識を深めるため、障がい者団体等と連携するなど周知及び啓発を行う。	・障がい者週間(12/3～9)にかかる就労支援事業所の授産品販売や事業所の紹介 ・人権を考える市民の集い 講演会:「みんなとかなじくできないよ～こどもの人権をきょうだい児の視点から考える～」湯浅正太 134人 ・人権ふれあい講座(学校、公民館)6事業 延べ1,182人
地域生活支援	・障がい者等からの生活や就労相談等に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や必要な支援を行うほか、関係機関と連携して障がい者虐待の防止に取り組む。	・ピアセンターかわちながの:相談件数 15件、利用延べ人数 239人 ・相談支援室れんげのおか:相談件数9件、利用延べ人数 290人 ・相談支援りんく:相談件数10件、就職人数3人 ・ころっと:相談件数 72件、利用延べ人数 991人
法定給付・手続きにおける生活支援	・障がい者(児)に対して、介護給付費等や訓練等給付費や障がい児通所給付費等を支給し生活を支援する。	障害者総合支援法等の支給件数実績 介護給付費等:13,672 件 訓練等給付費: 10,357 件 障がい児通所給付費等:13,453 件
自立・社会参加の促進	・障がい者の就労環境の向上をめざし、就労継続支援事業での工賃を上げるため、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。	障害者就労施設等からの物品等の調達実績。 R3 1,185,050 円 R4 1,005,987 円 R5 1,129,134 円 R6 1,044,546 円

取り組みの成果・課題	【成果】障がい福祉等サービスの利用については、利用希望者に対する相談支援を適切に行ったことにより、全体的に障がい福祉サービスの利用実績が増え、利用しやすい環境が整ってきている。 【成果】学校や公民館における市民講座等を実施し、意識啓発を図ることで、障がい者差別解消に向けた環境が整ってきている。 【課題】障がいに対する理解や障がい福祉制度の周知が進み、障がい者の自立と社会参加は進んできているが、地域社会全体で障がい者を支える体制整備は整っていない状況である。
------------	---

今後の方向性	・今後は、障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるように、複合的な課題などの解決を図る支援体制の整備のさらなる取り組みを引き続き進める。
--------	--

5. 部落差別（同和問題）の解決に向けて

目標指標	計画時（H27）	現状値（R6）	目標値（R7）
部落差別（同和問題）に関する講座等の参加者数	230 人	4,144 人(累計)	3,000 人(累計)

現状と方向性	○情報化の進展に伴って部落差別（同和問題）に関する状況の変化が生じており、部落差別（同和問題）に関する差別意識の解消に向けて、市民一人ひとりの部落差別（同和問題）についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、部落差別（同和問題）の解決に向けた取り組みを推進します。 ○就職差別や結婚差別などにつながる身元調査等が起こっており、啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行います。
--------	---

主な取り組み	取り組み概要	令和 6 年度実施内容
部落差別（同和問題）に関する人権啓発	・部落差別（同和問題）についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や河内長野市企業人権協議会等と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・新規採用職員研修（部落差別） 31 人 ・職員人権研修「部落差別から考える～人権感覚を新たに～」杉山 彩 51 人 ・職員人権研修（WEB）「わたしからはじまる部落問題（同和問題）」柴原 浩嗣 678 人 ・各種研究集会への参加 17 人 ・人権ふれあい講座（学校）3 事業 466 人 ・大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の周知（広報10月号） ・就職差別撤廃キャンペーン（庁舎内）幟旗、啓発品（河内長野駅前）横断幕の設置 ・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（部落差別解消推進法）
部落差別（同和問題）に関する人権擁護	・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行うとともに、インターネット上の差別書込みをモニタリングし、差別書込みの抑止を図る。	・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 124 件 ・モニタリング実施回数 24 回
人権教育の推進	・小中学校における人権教育を推進するため、教職員への人権研修会等を実施する。	・現地学習会への参加 20 人（堺市立人権ふれあいセンター）
住民基本台帳の不正取得の防止	・住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施する。	・登録者数 453 人（R7.3月末） ・通知件数 36 件（R6年度） ・「河内長野市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知に関する要領」の策定

取り組みの成果・課題	【成果】部落差別（同和問題）に関する職員研修において、「寝た子を起こすな論」が根強く残っている中、被差別当事者の実体験を踏まえた疑似演習形式のグループワークや、部落問題の基本知識を網羅的に得ることができる講座など、それぞれのレベルに応じた研修を実施することで、各職員等の疑問をひも解くことができた。 【成果】「住民票の写し等の不正取得に係る本人告知に関する要領」を策定し、住民票の不正取得の防止効果を高めた。 【課題】今後も、部落差別が現存していることなど部落差別についての意識啓発を工夫しながら実施していく必要がある。
------------	---

今後の方向性	・部落差別解消推進法の趣旨を踏まえて、部落差別の解消に向けての啓発や教育、相談の取り組みを今後も継続して行う。
--------	---

6. 外国人の人権を尊重する社会の実現において

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (R6)	目標値 (R7)
国際交流活動参加者数	5,627 人	8,390 人	6,000 人

現状と方向性	○外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開することにより、国際交流・国際協力の促進を図ります。 ○外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があり、在住外国人が安心して生活できるよう、さまざまな相談や情報提供などの生活環境の整備に取り組むとともに、今後増えると予想される来訪外国人との交流や受け入れ体制の充実に取り組みます。 ○外国人に対する偏見や差別などの問題も生じており、特に、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別の解消にむけた取り組みについては、その歴史的経緯や社会的背景について正しく認識するための啓発に努めます。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和 6 年度実施内容
国際交流・国際協力の促進	・国際交流協会を中心とした国際交流・国際協力を支援する。 ・多文化共生の観点をふまえ、在住外国人が本市で安心して地域社会で地域住民とともに生活ができるよう交流事業や支援を行う。	・日本語サロンや多文化共生事業 参加者合計数 8,390 人 ・外国人のためのオンライン相談の実施 ・「KIFA リポート」の作成 ・生活ガイドブック作成翻訳
外国人の人権に関する啓発	・外国人の人権問題についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・国際化・多文化共生講座「日本語ボランティア養成講座」 ・「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間の周知(広報11月号) ・庁舎内市民サロン等での啓発/パネル展示(ヘイトスピーチ解消法) ・人権ふれあい講座(学校)2事業 769人

取り組みの成果・課題	【成果】講座や講演会などの事業を通して、ネットワークづくりや異文化を知る機会・情報交換の場を提供することで、外国人がより身近な存在であると感じられる環境が整ってきている。 【成果】外国人のためのオンライン相談などを実施し、増加している訪日外国人や外国人市民の相談窓口の充実を図り、安心して生活できる環境が整ってきている。 【課題】在住外国人への相談・情報提供を進めるとともに、地域住民との交流・理解促進・啓発に努める必要がある。
------------	---

今後の方向性	・在住外国人が安心して生活できるよう相談・情報提供の充実を図る。 ・国際交流協会との連携を図りながら、幅広い分野での国際交流活動を支援する。 ・「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」などに基づき、ヘイトスピーチや外国人に対する人権侵害について、工夫を重ねながら啓発と情報提供を継続する。
--------	--

7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現に向けて

現状と方向性	○HIVやハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は未だ十分とはいえず、今後ともHIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を進めます。 ○新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症患者等に対する偏見や差別などの人権問題が発生するとともに、まん延期間の長期化により、社会的弱者等への人権侵害事象が顕在化しています。
--------	---

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
感染症患者などの人権に関する啓発	・HIVやハンセン病問題、新型コロナウイルス感染症等の正しい理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・第41回南河内人権啓発推進大会（人権啓発推進南河内協議会主催）への出席 テーマ：「ハンセン病回復者家族の思いから人権を考える」講師：黄光男 ・市ホームページ上で「STOP! コロナ差別」、「シトラスリボンプロジェクト」の周知啓発
感染症患者などに関する人権擁護	・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行うとともに、インターネット上の差別書き込みをモニタリングし、差別書き込みの抑止を図る。	・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 124件 ・モニタリング実施回数 24回 ・市町村ハンセン病回復者等相談支援窓口担当者研修（国立療養所邑久光明園内をフィールドワーク）への出席

取り組みの成果・課題	【成果】ハンセン病問題をテーマにした講演会や研修へ参加するとともに、感染症患者等に関する人権啓発を継続して実施することで、過去から現在へその取り組みをつなげている。 【成果】月2回、インターネット上の掲示板等で本市や本市民を対象とする「コロナ差別」等に関連した書き込みのモニタリングを実施することで、差別書き込みの抑止効果が高まった。 【課題】HIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を今後も継続して実施していく必要である。
------------	---

今後の方向性	・新型コロナウイルス感染症に関連した差別防止を推進するため啓発や教育、相談の取り組みを今後も継続して行う。 ・HIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を進める。
--------	--

8. 高度情報化社会における人権尊重の実現に向けて

現状と方向性	○インターネット上において、プライバシーの侵害やフェイクニュースの拡散、匿名性を悪用した特定の個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・誘発する行為が発生しています。 ○情報の信ぴょう性を確認することが極めて難しくなり、差別を助長する情報に同調した圧力がヘイトスピーチとしてさらに差別を深めるなど、現実の世界へも影響しています。 ○子どもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、インターネットの利用者が加害者にも被害者にもならないよう啓発に取り組めます。 ○「プロバイダ責任制限法」や業界の自主規制に基づき、憲法が保障する表現の自由に配慮しながら、本市にかかわる人権を侵害する悪質な情報に対して、関係機関と連携を図りながら、適切に対応していきます。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
高度情報化社会における人権啓発	・インターネット上における人権尊重の実現に向けて、インターネット上における人権侵害の現状と課題を正しく認識するための人権啓発を進めるとともに、各種人権問題（特に部落差別（同和問題）、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ、障がい）に関する理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・インターネットを活用した人権啓発 SNS での発信、市ホームページへの掲載、市公式 YouTube での配信 ・大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」の周知啓発 ・新規採用職員研修（部落差別）31人 ・職員人権研修「部落差別から考える～人権感覚を新たに～」靱山 彩 51人 ・職員人権研修（WEB）「わたしからはじまる部落問題（同和問題）」柴原 浩嗣 678人 ・「共に生きるまちづくりをめざして」講演会 64人 ・庁舎内市民サロン等で啓発パネル展示（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法） ・性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修 517人
高度情報化社会における人権擁護	・インターネット上における人権尊重の実現に向けて、インターネット上における人権侵害の現状を把握するとともに、相談があった際には、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。	・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 124件 ・モニタリング実施回数 24回

取り組みの成果・課題	【成果】インターネット上の人権侵害に対する法整備や削除基準の策定に向けて、インターネット上の悪質な書き込みデータの蓄積を行い、ネット上の人権侵害の現状を把握した。 【成果】インターネット上で表れる人権侵害をなくすために、各種人権問題（特に部落差別（同和問題）、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ、障がい）に関する理解と認識を深めることで、ネット上の人権確立に向けた環境が整ってきている。 【課題】今後も、子どもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高めるとともに、人権感覚を豊かにするための教育・啓発を実施していく必要がある。
------------	--

今後の方向性	・インターネットを利用する市民が被害者にも加害者にもならないように、人権を侵害する悪質な情報に対して、大阪府や法務局などの関係機関と連携を図りながら、適切に対応するとともに、様々な人権問題について、正しい知識と理解を深めるため、啓発に取り組む。
--------	--

9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現において

現状と方向性	○性的マイノリティの人権問題についての社会の理解は、まだ十分に進んでいるとは言えず、偏見や差別が根強く、多くの当事者が生きづらさを感じています。また、本人の了解を得ずに、公にしていな い性的指向などを他人に暴露するアウティングなども問題となっています。 ○市職員向けに「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を作成し、職員として性的マイノリティについての正しい理解を深めています。 ○本市での「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の利活用を進めるとともに、学校・地域・家庭・職場等での啓発活動を推進し、性の多様性への理解を深めます。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
性的マイノリティに関する人権啓発	・性的マイノリティの人権問題についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。	・性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修 517人 ・人権ふれあい講座(学校)1事業 63人 ・市ホームページ上で、「大阪府性の多様性理解増進条例」や、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を周知啓発
人権教育の推進	・小中学校における人権教育を推進するため、教職員への人権研修会等を実施する。	・人権教育講座「マイノリティの存在を前提とした学校教育環境整備について考える」 武田 緑

取り組みの成果・課題	【成果】作成した手引きを活用し、性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修を実施するとともに、性的マイノリティ当事者の講座を実施することで、市職員の理解を深まり、窓口対応の向上につながっている。 【成果】「大阪府性の多様性理解増進条例」や「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」について、ポスターの掲示や市ホームページ等で周知することで、性の多様性についての理解と認識が広まってきている。 【成果】小中学校の教職員を対象に研修会を実施することで、学校現場における人権と人権問題に対する理解が深まり、児童生徒への指導や対応等の充実につながっている。 【課題】今後も引き続き、学校・家庭・地域・職場等での性の多様性についての理解を深める必要がある。
------------	---

今後の方向性	・本市での「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の利活用の検討を進めるとともに、性の多様性に関する啓発活動を推進し、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざす。
--------	---

10.さまざまな人権課題の解決に向けて

目標指標	計画時(H27)	現状値(R6)	目標値(R7)
人権・平和意識啓発事業への参加者数	1,196人	3,071人	1,300人

現状と方向性	○北朝鮮当局による拉致問題、生活困窮者やホームレスの自立支援、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権などのさまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。 ○今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決に向けて取り組んでまいります。
--------	--

主な取り組み	取り組み概要	令和6年度実施内容
さまざまな人権課題に関する啓発	・北朝鮮当局による拉致問題、生活困窮者やホームレスの自立支援、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権などのさまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて教育や啓発を推進する。	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるアニメ「めぐみ」の放映（市庁舎内、庁内ネット環境内）、デジタルサイネージでの周知（大阪府協力）、キックス屋上のライトアップ 12/10～16（青色） ・アニメ「めぐみ」・拉致被害者家族ビデオメッセージ上映会（大阪府・全市町村共催） ・犯罪被害者週間における広報紙での周知 ・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（北朝鮮当局による拉致問題、犯罪被害者やその家族の人権に関するポスターや資料）
さまざまな人権課題に関する擁護	・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。	・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 124件 ・人権擁護委員の相談 開庁日の毎月2・4火 10:00-13:00 1件

取り組みの成果・課題	【成果】市庁舎1階エントランスにおいて、北朝鮮人権侵害問題啓発週間中にアニメ「めぐみ」の放映に加えて、市職員に対しても、アニメ「めぐみ」の視聴を促すなど、拉致被害を風化させないための取り組みを推進することで、早期解決への機運を醸成した。 【成果】「河内長野市犯罪被害者等支援条例」を制定することで、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与した。 【課題】様々な人権課題に対して、相談体制の整備と意識啓発の推進が必要である。
------------	---

今後の方向性	・さまざまな人権課題について、工夫を重ねながら啓発と情報提供を継続する。 ・新たな人権課題に対して、適切な相談ができるように相談体制の整備を図り、市民の意識啓発に向けた活動を推進する。
--------	--

[資料Ⅰ]

河内長野市人権施策基本方針・推進プラン (案)

2026-2036

令和8（2026）年3月策定

河内長野市

- ・ グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・ 個別計画の名称は、「河内長野市」「第2次」「第4期」等の表記を原則、省略しています。

目 次

はじめに	1
------------	---

河内長野市人権施策基本方針

第1章 人権をめぐる国内外の状況	2
第1節 国内外の人権尊重の潮流	2
第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み	4
第2章 人権施策の基本理念	5
第3章 人権施策の基本的視点	7

河内長野市人権施策推進プラン

第1章 推進プランの概要	8
第1節 趣旨及び位置づけ	8
第2節 持続可能な開発目標（SDGs）	9
第2章 基本的人権施策の推進	10
第1節 人権教育・啓発の推進	10
第2節 指導者の養成	11
第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援	11
第4節 情報の収集・提供機能の充実	12
第5節 相談体制の整備とネットワークの構築	12
第3章 分野別人権施策の推進	13
第1節 男女共同参画社会の実現において	13
第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現において	15
第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現において	17
第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において	19
第5節 部落差別（同和問題）の解決において	21
第6節 外国人の人権が尊重される社会の実現において	23
第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現において	25
第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現において	27
第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現において	29
第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消において	31
第11節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現において	32
第12節 さまざまな人権課題の解決において	33
第4章 施策推進体制と進行管理	34
第1節 施策推進の体制	34
第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理	34
（参考資料）	36

はじめに

本市は、平成8(1996)年6月20日に世界人権宣言*及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いていくため、基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、これを決議しました。また、平成13(2001)年3月には、世界人権宣言*及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」を進めてきました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

しかし、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、人権を取り巻く状況は大きく様変わりしています。国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより新たに生起又は顕在化した人権課題も生じています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが必要です。

このような状況の中、令和8(2026)年度からのまちづくりについて、理念を「ふだんを生きる、じぶんが活きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」とする第6次総合計画を策定し、まちづくりの方向としてビジョンの1つに「みんなが、主役。みんなが、ファン。」と掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち、なりたい自分に近づけるまちをめざすこととなりました。

この第6次総合計画と同時に「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン（以下「本基本方針・推進プラン」とする。）」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営に取り組んでまいります。

令和8(2026)年3月

河内長野市

河内長野市人権施策基本方針

第 1 章 人権をめぐる国内外の状況

第 1 節 国内外の人権尊重の潮流

(1) 国際社会の動き

国際連合では、昭和 23(1948)年に「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言*」を採択することで、国際的な憲章を掲げました。その後、国際人権規約*をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約*）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*）」、「児童の権利に関する条約*」など人権に関する条約が採択され、国際的な人権保障の確立に向けた個別具体的な国際法の整備が進みました。

しかし、このような動きにもかかわらず、いまだ世界各地において、人権が確立されているとはいえない状況があり、解決すべき問題が数多く存在しています。

このような状況から、人権の尊重に向けた国際社会の取り組みをさらに前進させるため、平成 7(1995)年から平成 16(2004)年までを「人権教育のための国連 10 年*」とする決議が採択され、平成 16(2004)年には、引き続き人権教育を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。さらに、平成 23(2011)年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則*」が採択され、これがすべての国や企業が尊重すべき基準となりました。

(2) 国の動き

国内においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げた日本国憲法が制定され、国際人権規約*をはじめとして、さまざまな人権関連条約が批准されてきました。そして、平成 8(1996)年に人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成 11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。これに基づき、平成 12(2000)年には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。さらに、平成 14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、策定後 20 年以上を経過した基本計画については、社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえ、令和 7(2025)年に第二次計画が策定されました。

また、近年では、障がい者・こども・高齢者に対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律（児童虐待防止法*、高齢者虐待防止法*、女性活躍推進法*など）に加えて、障がいを理由とする差別、ヘイトスピーチ*、部落差別（同和問題）*の解消を目的とした法律（障害者差別解消法*、ヘイトスピーチ解消法*、部落差別解消推進法*）やアイヌ民族を先住民族として初めて明記したアイヌ施策推進法*、さらに、こども基本法*、情報流通プラッ

トフォーム対処法*、理解増進法*、女性支援新法*、認知症基本法*など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取り組みは続けられており、わが国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

（３）大阪府の動き

大阪府においては、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成 10(1998)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。同条例に基づき平成 13(2001)年に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。さらには、この基本方針に基づき、平成 17(2005)年に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、これらの計画に基づき人権意識高揚のための施策が進められています。

また、令和元(2019)年には「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」と「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行され、さらには、令和 4(2022)年から「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定され、大阪府においても、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み

(1) 「人権擁護都市宣言」の決議

本市においては、人権意識の高揚を図るための啓発を総合的・効果的に推進するため、昭和57(1982)年に河内長野市人権啓発推進本部を設置し、昭和59(1984)年には、「非核平和都市宣言」を、平成8(1996)年には、「人間尊厳の確立」をめざした「人権擁護都市宣言」を決議し、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、「河内長野市同和行政基本方針」や「河内長野市女性問題行動計画（かわちながの女性プラン）」の策定をはじめ、こども・高齢者・障がい者などそれぞれの個別課題解決に向けた諸施策に取り組むとともに、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年河内長野市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の推進に努めてきました。

(2) 「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の制定

そして、こうした取り組みを継承し、発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13(2001)年には人権行政の指針となる「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成17(2005)年にはさまざまな事業の推進を通して、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、河内長野市人権啓発推進本部を河内長野市人権施策推進本部へと改組しました。

また同年には、男女共同参画社会*の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、福祉の視点から見た住民の生活支援を考えていくための「地域福祉計画」を策定するなど、さまざまな人権施策にかかわる取り組みを進めています。

(3) 「河内長野市人権協会」の設立

さらに同年、「河内長野市人権啓発推進協議会（昭和54(1979)年設立）」を発展・改組し、「河内長野市人権協会」を設立し、地域に密着した市民運動を通し、一人ひとりの人権が尊重され、何の障がいもなく幸福を追求できる「人権尊重のまちづくり」をめざして活動を展開しています。

(4) 「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン」の策定

翌年の平成18(2006)年には、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」の答申をもとに「河内長野市人権施策基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて人権施策を着実に実現するために、平成20(2008)年に「河内長野市人権施策推進プラン」を策定、平成28(2016)年の改訂を経て、各事業に取り組んできました。

今後はこれまでの取り組みや成果を踏まえ、本基本方針・推進プランに基づき、さらなる人権尊重のまちづくりをめざして人権施策を推進していきます。

第2章 人権施策の基本理念

「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」においては、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的としています。このようなことから、市では、次の基本理念と3つの目指す姿を掲げます。

<基本理念>

『思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち』

～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

<目指す姿>

○一人ひとり、誰もが尊重される河内長野市

○自分らしく暮らせ、自己実現できる河内長野市

○ともにふれあい、ともに支えあう河内長野市

(1) 人権とは

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人が、人間として等しく持っている市民的権利であり、欠くことのできないものですが、一人ひとりが権利の主体であるという認識が希薄であるともいえます。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現するための基礎となるものです。

このため、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、多様性を尊重することが必要であり、自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあい、誰もが自分らしく暮らせる公平・公正な共生社会を実現していくことが必要です。

すなわち、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自己実現と社会的責任を

果たすことが可能な社会の創造が必要であり、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に人権尊重の文化を創りあげることが大切です。

（２）豊かな人権文化の創造*

現在、時代の変化のなかで、行政の役割が変わってきており、行政が市民をリードしていくばかりではなく、市民の活力を活かす視点から新しい役割分担を確立し、市民とのパートナーシップを構築することが求められています。人権にかかわる施策においても、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的な連携を図ることによって、すなわち行政と市民との協働によって、地域社会全体の人権文化を豊かなものにしていくことが重要です。

また、人権にかかわる施策は個別課題ごとに推進されてきましたが、横断的な取り組み・連携が十分ではなく、総合的な視点が不足し、効果的な対応がなされなかった場合があります。今後は、高齢者、障がい者、こどもなど具体的な対象者・分野における施策を尊重するとともに、それにとらわれることなく、総合的な視点から生活の支援を考え、それぞれの施策の組み合わせによって、人権の取り組みが進展することが求められています。

一方、人びとにとって「生涯にわたって学び、自分自身の可能性を発見する」社会教育等を通じて、地域社会のさまざまな課題を学び、自治・人権意識を高めながら、自らの生活・地域を充実・改善させることが可能です。そして一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造*をめざすことが必要です。

このように、人権尊重のまちづくりを市政の基本理念の一つに掲げ、誰もが幸せに暮らせる地域社会を築くため、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主性を尊重しつつ、施策を総合的に推進することにより、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち河内長野」の実現をめざします。

第3章 人権施策の基本的視点

人権尊重のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、市民的権利として人権についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発の場を保障し、市民の主体的な活動を促進することが重要です。そして、社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、さまざまな人権問題に関しての相談体制の充実が求められており、人権侵害を受けた場合などには、迅速に救済が行われることも必要です。

本市においても、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいて、さまざまな施策などが実施されていますが、人権教育・啓発にかかる施策や市民の自立・社会参加を支援・促進するための施策および人権擁護のための制度・施策を充実させることを基本にしながら、人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次のとおりとします。

1. 基本的視点

①	「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようにすること。
②	多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
③	人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援するようにすること。
④	市、市民、事業者等が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
⑤	偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
⑥	さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
⑦	人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努めること。
⑧	人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようにすること。

河内長野市人権施策推進プラン

第 1 章 推進プランの概要

第 1 節 趣旨及び位置づけ

(1) 趣旨及び構成

本基本方針・推進プランは、河内長野市総合計画を上位計画とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画です。また、日常業務をはじめ、すべての行政施策の企画から実施にいたる全過程において、人権尊重の考え方をまとめた計画です。

基本方針では、すべての施策分野に共通する人権尊重の基本理念と基本的視点を示しており、推進プランでは、「基本的人権施策」として5つの項目を設定するとともに、「分野別人権施策」として12の項目を設定しています。

なお、目標指標は、令和7(2025)年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果の中から、目標値を設定しています。

(2) プランの期間

11 年間（令和8(2026)年度～令和 18(2036)年度）

この推進プランの期間は、11 年間とし、最終年度は河内長野市総合計画の最終年度の翌年度とすることで、総合計画との整合性を図りながら、人権施策推進の進行管理を実施します。

また、本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。

(3) 人権教育の意義と目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約*、「児童の権利に関する条約*」などの精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえて学校教育及び社会教育を通じて推進するものです。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくことが求められています。

(4) 人権啓発の意義と目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守るとはもちろん、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。言い換えると、「人権とは何か」、「人権尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的です。

第2節 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27(2015)年には、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）が国連において全会一致で採択されました。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題の解決や平和的社会の実現をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標に多く関連しています。本市においても、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むことが必要です。



第2章 基本的人権施策の推進

基本的人権施策とは、さまざまな課題に共通する基本的な施策であり、「第3章 分野別人権施策の推進」における各人権問題に関する人権施策にも共通して実施するものです。また、基本的人権施策を進めるに際しては、次の4つの点に特に留意することとします。

① 新たな人権問題への対応

新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。

② 人権教育のさらなる充実

複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。

③ 法律や条例の周知啓発

各人権問題に関連する条約や法律、条例について、その内容を広く市民に周知・啓発する。

④ 人権情報の効果的な提供

受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。

上記の点をふまえ、取り組むべき基本的人権施策について、次のとおり進めていきます。

第1節 人権教育・啓発の推進

本市における人権教育・啓発は人権教育基本方針などに基づいて、以下の柱に沿って進めます。

(1) 幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育においては、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づき、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざして生涯学習の基礎となる力を育む人権教育・啓発に取り組みます。

①	幼児期から心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。
②	感性をより豊かに育むとともに、行動のあり方や態度の育成についても、発達段階を考慮し、興味や関心を引き出す体系的・実践的な人権教育・啓発を進めます。
③	個性を認めあい、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。
④	自尊感情を高め、自己実現が図れるよう、各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。
⑤	家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。

(2) 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態度で行動するように、人権意識が日常生活に浸透すべく取り組みます。

①	生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。
②	知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実に努めます。

(3) 市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現におけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

①	常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実に努めます。
②	人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高めます。

第2節 指導者の養成

(1) 地域での市民の自主的・自発的活動

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

①	ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組みます。
②	各種団体などにおける指導者の養成に向けた自主的・主体的な取り組みを支援します。

第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援

(1) 自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成

多様な文化や価値観を大切にする豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人びとが交流し相互理解できる活動を支援します。

①	生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。
②	市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。

(2) 団体等における人権教育・啓発の推進

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実を図ります。

①	市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とした活動を支援します。
②	企業における社員に対する人権教育・啓発の充実を図ることを支援します。
③	市、市民団体、企業の連携強化を図ります。

第4節 情報の収集・提供機能の充実

(1) 市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO*などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会で開催されています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

①	実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。
②	市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPO*の活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。
③	各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。

第5節 相談体制の整備とネットワークの構築

(1) 人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑・多様化する人権課題について、相談が解決や救済、保護につながるよう、助言や専門機関、NPO*の紹介、情報提供等を行うとともに国・大阪府など関係機関との連携や庁内相談事業相互の連携強化により、取り組みを進めていきます。

①	各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また、必要な情報提供の充実に努めます。
②	相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。
③	外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。

第3章 分野別人権施策の推進

第1節 男女共同参画社会*の実現に向けて

(1) 現状と課題

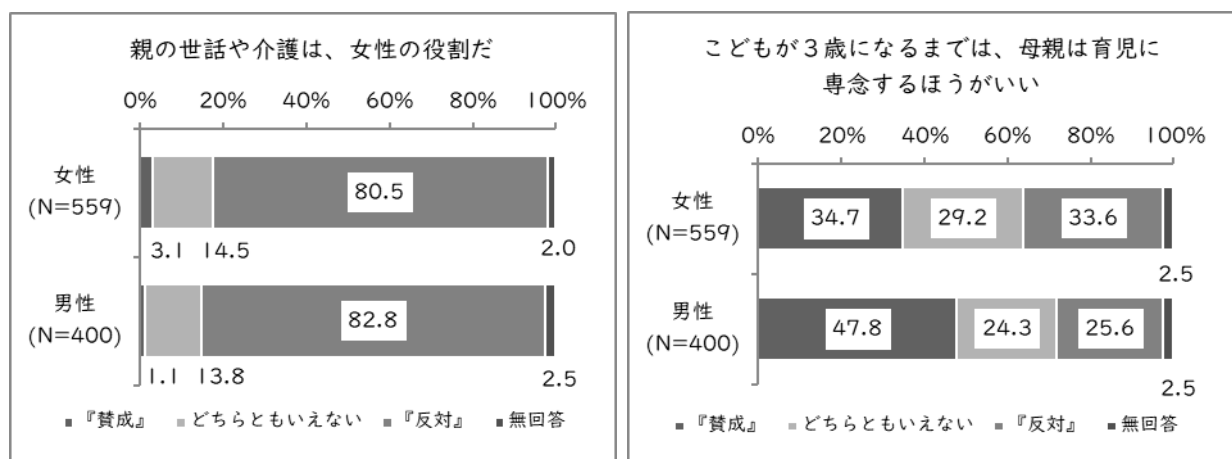
日本国憲法は、法の下での平等を規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等についても規定しています。また、「女子差別撤廃条約*」は社会のあらゆる活動の場における女性差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めています。

社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、男女間賃金格差も依然として存在しています。また、職場や家庭における課題はまだまだ残っており、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が根強く存在していることが明らかになっています。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為*、職場におけるセクシュアルハラスメント等の女性に対する人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引の問題も存在しています。さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点の重要性や、災害時におけるさまざまな意思決定過程への女性参画の十分な確保など、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】

※意識調査結果において「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計を『賛成』、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計を『反対』と示しています。以下、同様とします。



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
DV*／夫婦別姓／女性差別／ジェンダー*問題／女性の働ける所／家事分担

(2) めざす姿

○職場、学校、地域、家庭などあらゆる活動の場で男女共同参画（ジェンダー*平等）が進み、人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

- ・ 固定的な性別役割分担意識*の解消が進み、すべての人が自分らしい生き方を選択している。
- ・ 女性に対するあらゆる人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・ 困難を抱えている女性が適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

(3) 施策の方向

①男女共同参画（ジェンダー*平等）の理解の促進

- ・ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識*の解消を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進します。

②女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」を設置し、関係機関との連携を密にしながら DV*の防止及び DV*被害者等の支援を行います。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて、DV*をはじめ、女性に対するあらゆる暴力の問題について、意識啓発を行います。

③女性の権利擁護の推進

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援をはじめ、多様な被害者への相談支援の充実を図りながら、相談窓口の一層の周知を図ります。
- ・ 女子差別撤廃条約*をはじめ、関係する法令や計画等の内容の周知を図ります。

④「河内長野市男女共同参画計画」に関する施策の推進

- ・ 上記以外に加えて、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「災害対応力を強化する女性の視点」、「ワーク・ライフ・バランス」「子育て介護支援体制の整備」など、本市男女共同参画計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法*）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*）
- ・ 男女共同参画社会基本法*
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法*）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法*）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法*）
- ・ 河内長野市男女共同参画推進条例
- ・ 河内長野市男女共同参画計画

第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現において

(1) 現状と課題

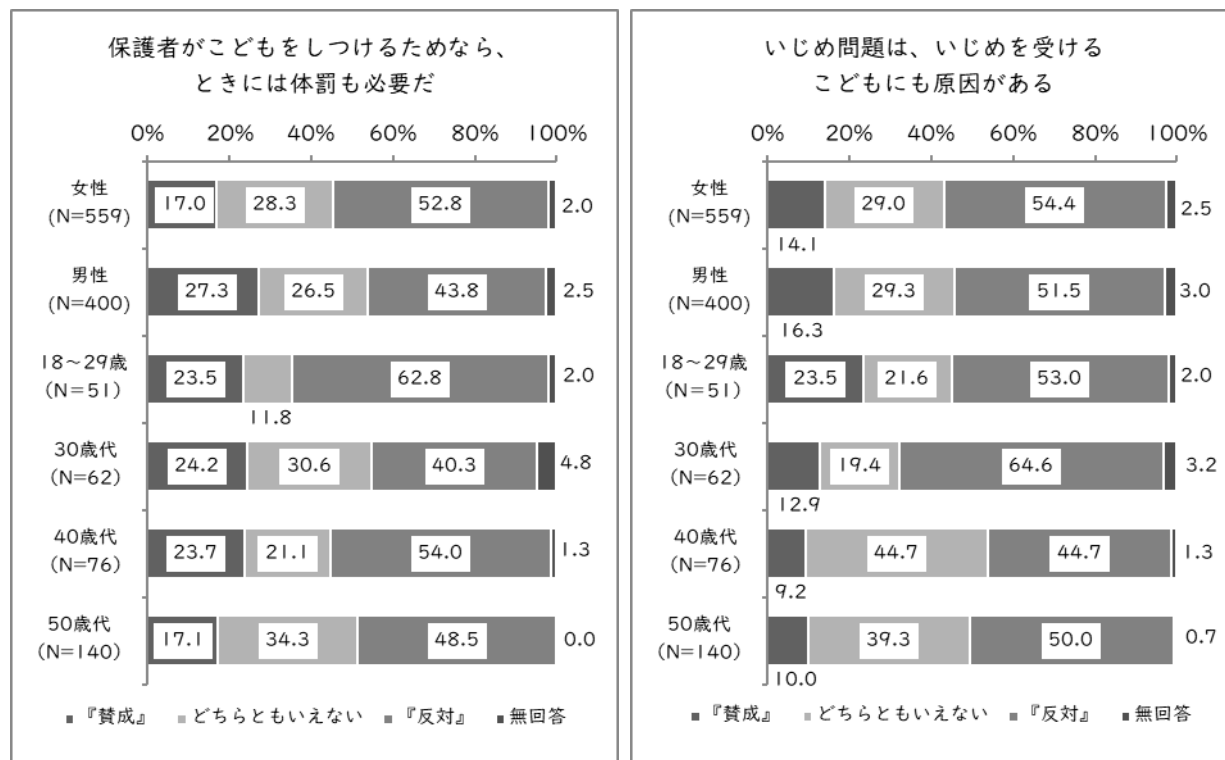
こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」、「児童憲章」などにおいて基本原理や理念が示され、また、「児童の権利に関する条約*」において、権利保障の基準が明らかにされ、「意見を表明する権利の確保」や「児童の最善の利益の考慮」などが明示されています。

また、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法*」が施行されています。こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

しかし、こどもの人権問題は、全国的にいじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在しています。また、SNS*やインターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力に巻き込まれたり、インターネット上でのいじめの被害者になる事態が生じています。

さらに、全国の児童相談所における児童虐待の相談件数は依然として多い状況にあり、こどもの権利利益の擁護が喫緊の課題になっています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
いじめ問題／不登校／孤独／SNS*／虐待問題／発言しにくい／未来

(2) めざす姿

○こどもが一人の人間として、また、権利を享有し、行使する主体として最大限に尊重され、健やかな心身の成長や人格の形成ができる河内長野市をめざします。

- ・こどもが権利を享有し、行使する主体として認識され、最大限に尊重されている。
- ・体罰やいじめなどの人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・問題を抱えているこどもが適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

(3) 施策の方向

①こどもの権利擁護の推進

- ・「河内長野市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関が連携を図りながら、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。
- ・「いじめ防止対策推進法*」や「河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」に基づき、いじめの早期発見・対応を図り、いじめ問題の防止等のための対策に努めます。

②こどもの安全・安心な環境づくりの推進

- ・豊かな人間性や社会性を育成し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の向上を図ります。
- ・メディア・リテラシー*の習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用するための取り組みを進めます。
- ・こどもの貧困や不登校、ヤングケアラー*など、支援を必要とするこどもたちを支える体制づくりを進めます。

③児童の権利に関する条約*の普及啓発

- ・こどもが社会の一員として、意見を表明する機会や社会的活動への参画する機会の必要性について、広く啓発・周知を図ります。

④河内長野市こども計画に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「こどもの貧困対策の推進」や「こどもの居場所づくりの推進」、「子育て相談・支援体制の整備」、「保護者への情報提供」など、本市こども計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・児童福祉法
- ・児童の権利に関する条約*
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法*）
- ・いじめ防止対策推進法*
- ・こども基本法*
- ・河内長野市こども計画
- ・河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例
- ・河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例

第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

(1) 現状と課題

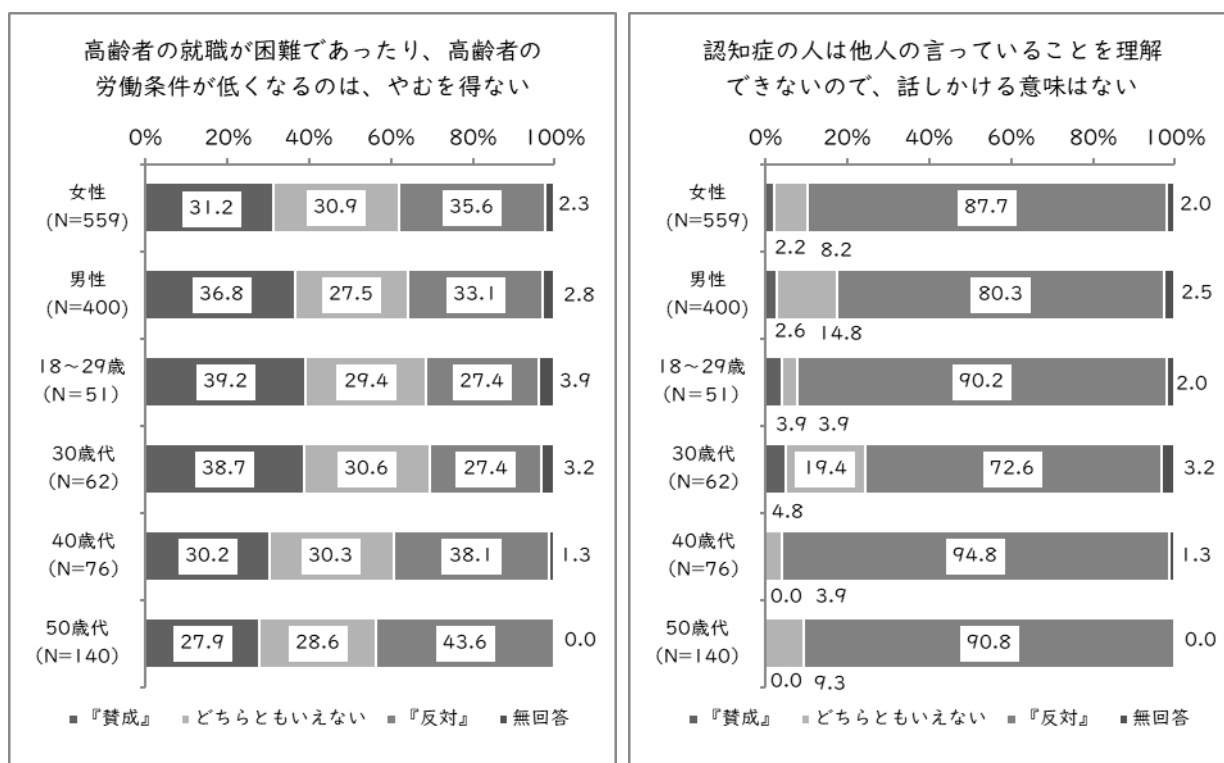
人口の高齢化は世界的な規模で急速に進行にしており、我が国においても人口減少とも相まって令和19（2037）年には国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。そうした中、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、高齢者の親族等による経済的虐待など、高齢者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。

すべての世代が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

さらに、急速な高齢化の進行に伴い、認知症*の人の数は増加しています。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法*」においては、認知症*の人を含めたすべての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

年齢にかかわらず、市民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民の誰もが認知症*になり得る状況にあります。共生社会の実現に向けて、認知症*になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が求められています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

高齢化／弱い立場／認知症*／生きづらい（交通面）／最低限の生活／ケア／年金生活

(2) めざす姿

○高齢者が尊厳と生きがいを持って、自分らしく安心して生活できる河内長野市をめざします。

- ・ 高齢者一人ひとりの尊厳が守られて、自分らしい生き方を選択している。
- ・ 養護者等の支援を通して、高齢者虐待が減少し、高齢者が安心して暮らしている。
- ・ 認知症*への理解が進み、本人や家族が希望を持って安心して暮らしている。

(3) 施策の方向

① 高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりの推進

- ・ 地域の見守り体制を強化するとともに、行政や地域包括支援センターをはじめとした相談支援機関の連携体制の構築を推進します。
- ・ 成年後見制度*の利用促進を図り、複雑化する権利擁護支援のニーズに対応していきます。
- ・ 高齢者虐待防止に向けた取り組みを推進します。

② 認知症*施策の推進

- ・ 認知症*の周知・理解促進と認知症*予防を推進しつつ、認知症*の人と共生する地域支援体制を推進します。

③ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

- ・ 年齢にかかわらず、すべての人が支え・支えられる関係を築いていけるよう、社会参加の機会づくりを推進します。
- ・ 災害時における高齢者の人権が守られる体制の整備に努めます。

④ 河内長野市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画に関する施策の推進

- ・ 上記に加えて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり」など、本市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 高齢社会対策基本法
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法*）
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法*
- ・ 河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例
- ・ 河内長野市地域福祉計画
- ・ 河内長野市高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）及び介護保険事業計画

第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において

(1) 現状と課題

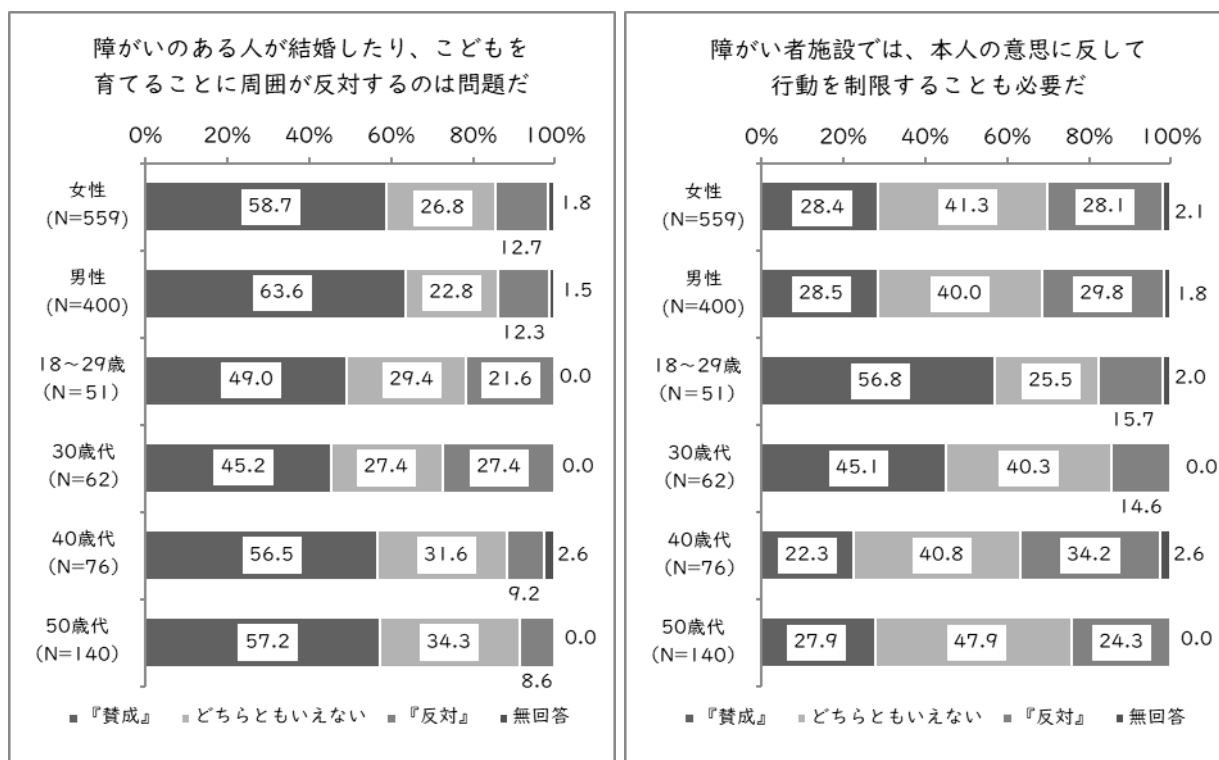
「障害者権利条約*」には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進など、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。

わが国では、同条約の批准に当たり、「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義を見直し、「障がいの社会モデル」を採り入れるとともに、障がい者に対する差別の禁止を基本原則として明記しました。そして、この基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法*」を制定しました。

さらに、事業者による社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法*」の改正法が施行されました。

「旧優生保護法*」については、多くの人々が同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきました。政府においては、このような事態を二度と繰り返さないよう、障がい者に対する偏見や差別を根絶し、すべての国民が、疾病や障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現において、「障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

障がい者／弱い立場／本人の意思／我慢／障害者差別解消法*／障害者権利条約*

(2) めざす姿

○障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きるインクルーシブ*な河内長野市をめざします。

- ・障がいの有無や程度に関わらず、すべての人がお互いに支え合い、共に生活を送っている。
- ・人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らしている。
- ・障がいのある人が社会を構成する一員として、あらゆる分野で自立した活動ができている。

(3) 施策の方向

①障がい者差別解消の推進

- ・障害者差別解消法*に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供など、障がいを理由とする差別の解消に向けて啓発を行います。
- ・「河内長野市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるという認識のもと、手話を広め、手話やろう者への理解を深めます。
- ・地域における防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

②あらゆる分野の活動への参加の推進

- ・各種施設のユニバーサルデザイン*の推進や、バリアフリー*化等に努めます。
- ・多様な活動に参加する機会の確保等に向けて、関連する情報の収集・発信に努めるとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。
- ・障がいのある人に対する職業訓練や情報提供の充実を図るなど、関係機関と連携し、就労支援に努めます。

③障がい者虐待防止の推進

- ・障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応していきます。

④河内長野市障がい者長期計画等に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「互いに理解し支えあうまち」、「安心して生活できるまち」、「自分らしく学び、活動できるまち」の3つの基本方向に関連する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・障害者基本法
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法*）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約*）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律*
- ・障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画
- ・河内長野市手話言語条例
- ・河内長野市障がい者長期計画

第5節 部落差別（同和問題）*の解決において

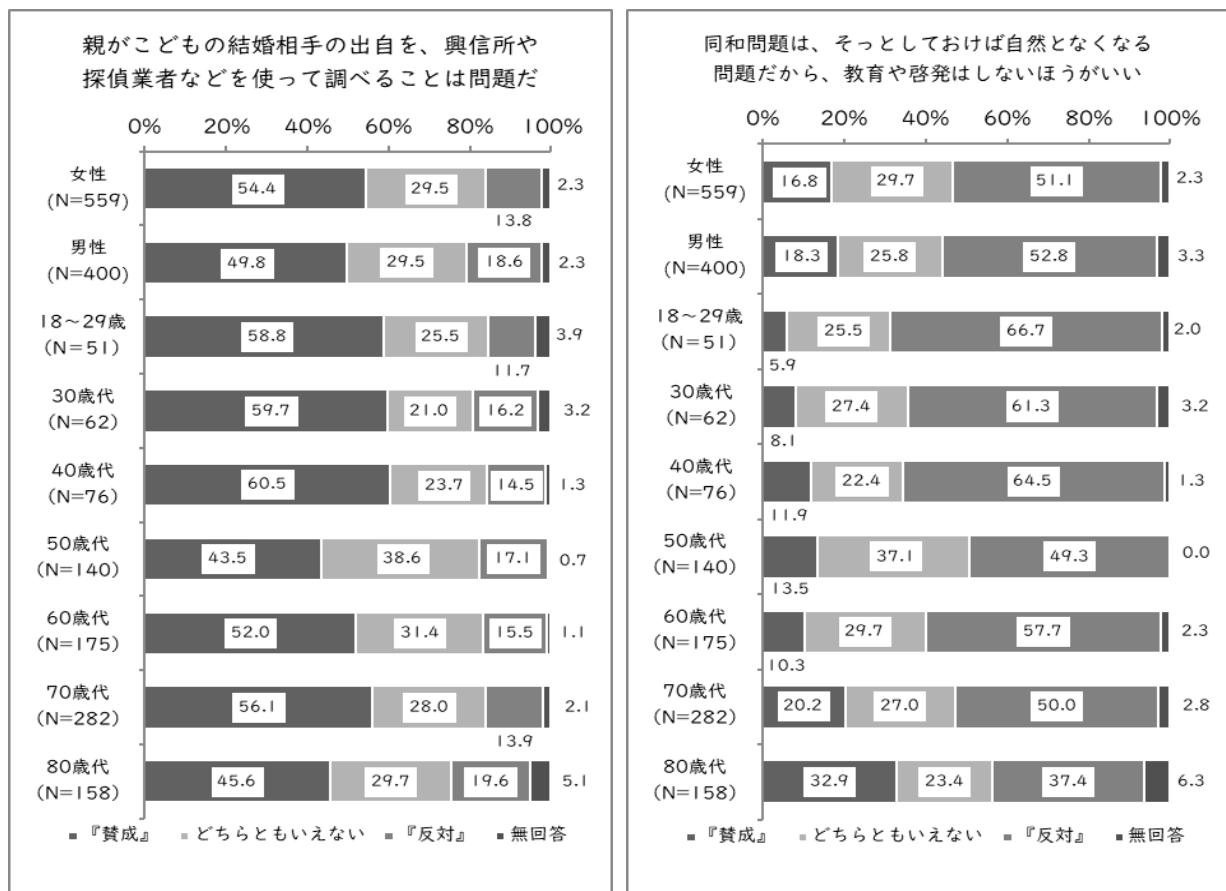
（1）現状と課題

部落差別（同和問題）*は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられたわが国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもあります。

これまで、国や地方自治体は各種施策を展開し、特に戦後は、特別措置法に基づいてさまざまな施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）*に関する状況が質的に大きく変化し、差別情報により利益を得ようとする行為の拡大などが憂慮されています。

こうした状況において、「部落差別解消推進法*」が公布・施行され、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定しています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
 部落差別／同和地区／えせ同和／結婚／企業／まだ続いている／知らない

(2) めざす姿

○一人ひとりが部落差別（同和問題）*に関する正しい知識と理解を深め、すべての人権問題につながる普遍的価値を正しく認識している河内長野市をめざします。

- ・ 無知や誤解からくる自身の偏見に気づき、行動を変えようとする意識が広まっている。
- ・ 部落差別（同和問題）*を助長する情報があっても、正しく行動できる市民が増えている。

(3) 施策の方向

①部落差別（同和問題）*に関する教育と啓発の推進

- ・ 情報化の進展に伴い、部落差別(同和問題)*に関する状況が大きく変化していることを踏まえ、部落差別（同和問題）*に関する正しい知識と理解を深めるため、市職員や教職員への研修をはじめ、市民への教育・啓発を推進します。

②部落差別（同和問題）*の解消に向けた取り組みの推進

- ・ インターネット上における部落差別（同和問題）*への偏見や差別を助長する情報に対して、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対処啓発を強化するとともに、インターネットモニタリング*を実施します。
- ・ 公正な採用選考に向けて、公正採用選考人権啓発推進員*の設置や就職差別撤廃月間周知など、企業等への啓発を推進します。
- ・ 人権侵害につながる身元調査や戸籍謄本の不正取得を防止するため、登録型本人通知制度*の周知啓発などの対策を行います。
- ・ 部落差別の解消に向けて、相談窓口の充実に努めます。

③「部落差別解消推進法*」に関連する施策の推進

- ・ 上記に加えて、部落差別解消推進法*に基づき、国や大阪府と連携した施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 同和対策審議会答申
- ・ 同和対策事業特別措置法（S44.7 施行、S57.3 失効）
- ・ 地域改善対策特別措置法（S57.4 施行、S62.3 失効）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4 施行、H14.3 失効）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法*）
- ・ 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

第6節 外国人の人権が尊重される社会の実現において

(1) 現状と課題

わが国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活における外国人はより身近な存在となっています。

「人種差別撤廃条約*」には、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を遅滞なく執ること等を主な内容としています。これらを踏まえ、国では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進に取り組んできました。

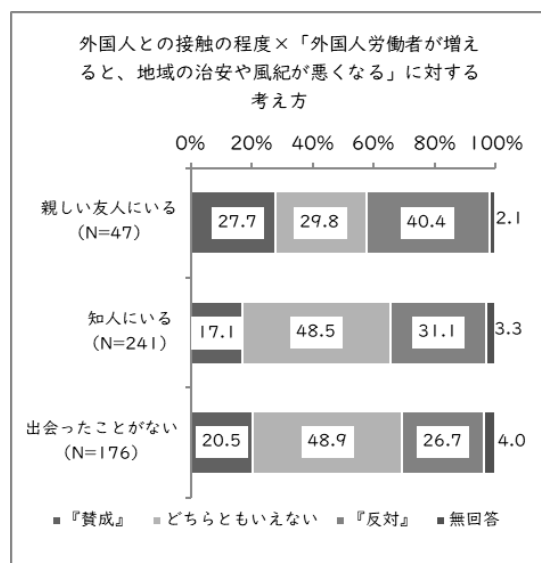
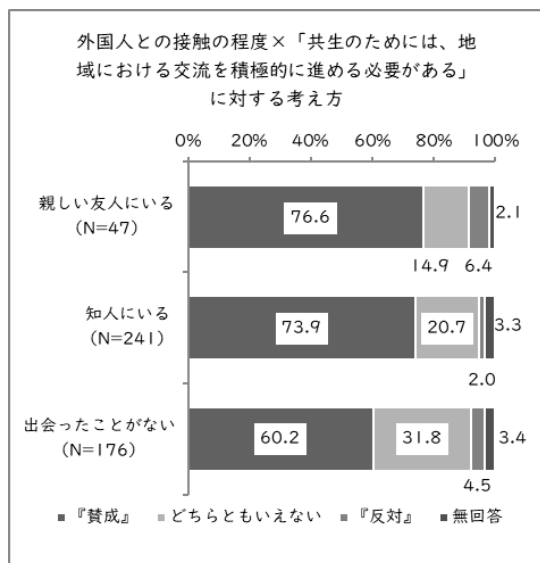
外国人に対する理解は進んでいるものの、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在しています。外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる共生社会の実現に向けた環境整備が求められています。

さらに、近年では、特定の民族や地域的身などを理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が発生しています。こうした状況の中、「ヘイトスピーチ解消法*」に基づき、国や地方自治体では、さまざまな取り組みを推進しています。

極端な民族主義・排外主義的主張に基づく街頭デモ等の件数は減少傾向が見られるものの、インターネット上でのヘイトスピーチ*も後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチ*も問題となっています。極端な民族主義・排外主義的主張に対しては、むしろ危機意識を高める必要があります。

本市においても、外国人労働者の同伴者への支援や、学校生活におけるコミュニケーション支援、文化の違いから起こる就学の問題など、地域全体でサポートする体制を構築し、外国人労働者個人の問題だけでなく、家庭という単位での取り組みが求められています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
ヘイトスピーチ*／外国人／交流の機会／留学生／不法滞在／技能実習生

(2) めざす姿

○互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる河内長野市をめざします。

- ・ヘイトスピーチ*は民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威であると認識している。
- ・外国人市民と日本人市民が、互いに多文化共生*の意義等を理解し、外国人市民が地域社会を構成する一員として受け入れられている。
- ・多言語による情報提供など、地域社会とのつながりの希薄化を防ぎ、外国人市民の不安やストレスが軽減されている。

(3) 施策の方向

①ヘイトスピーチ*解消に向けた取り組みの推進

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、ヘイトスピーチ*はあってはならないことの理解を促進するための啓発を推進します。
- ・国や大阪府と連携して「ヘイトスピーチ解消法*」の趣旨を周知・啓発します。

②多文化共生*への理解促進

- ・互いの文化的差異を学べるように、あらゆる場における異文化の学びや体験、多文化共生*の認識を深めるための学習機会を提供するとともに、多言語による相談体制の充実を図ります。

③外国人市民等への情報提供の充実

- ・外国人市民が他の市民と同様のサービスを受けられるとともに、地域での責任を相互理解するため、行政情報の多言語化や「やさしい日本語*」での表示を進めながら、地域や行政の仕組みを正確に伝える施策を地域住民とともに推進します。

④「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「外国人市民コミュニティへの支援」や「外国につながる子どもの教育・子育て支援」、「防災情報の提供と防災意識の啓発」など、本市国際化・多文化共生ビジョンに関連する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約*）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*）
- ・大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例
- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン

第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現において

(1) 現状と課題

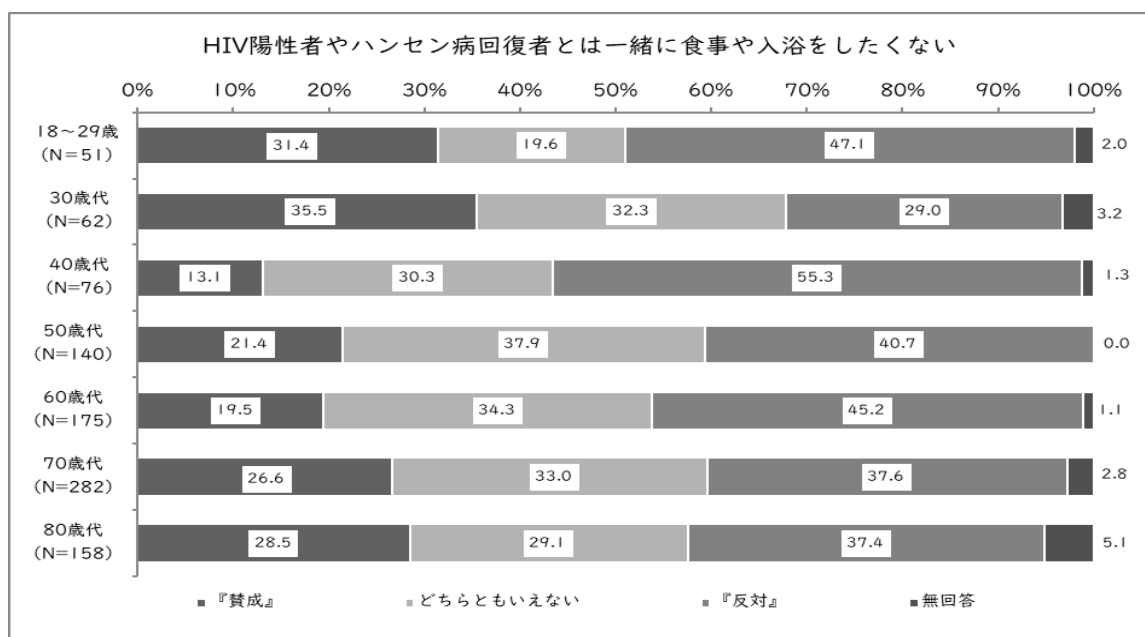
医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。このことは、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延のなかでわが国においても大きな社会問題となりました。

HIV*感染症は、今なお世界中で多くの人が感染しており、わが国においても年間で千名程度の報告があります。一方で、HIV*の感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、治療法の進歩により、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズ*の発症を抑えることができます。HIV*に対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の情報等から定着した固定概念による正しい知識や理解の不足等に起因する HIV*感染者やエイズ*患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。

ハンセン病*は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上に、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障がいを残すことなく治る病気です。しかし、かつてわが国では、すべての患者に療養所への入所を強制する隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法*」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策により、ハンセン病*が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病*患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長され、現在も社会において、ハンセン病*に対する偏見や差別が根強く残存していることが明らかになっています。

このように、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



(2) めざす姿

○正しい情報と知識による冷静な行動により、人とのつながりを大切にする河内長野市をめざします。

- ・不安を差別につなげないためにも、感染症の正しい知識が広まっている。
- ・感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史を踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学び行動につなげている。

(3) 施策の方向

①感染症に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発の推進

- ・WHO（世界保健機関）が定めた12月1日の「世界エイズデー*」などにあわせて、正しい知識の普及と予防啓発も含めた教育・啓発を推進します。

②ハンセン病*問題に関する理解の促進

- ・正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意できるよう、市職員の意識を高めるとともに、国や大阪府などと連携して、教育・啓発を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法*）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現において

(1) 現状と課題

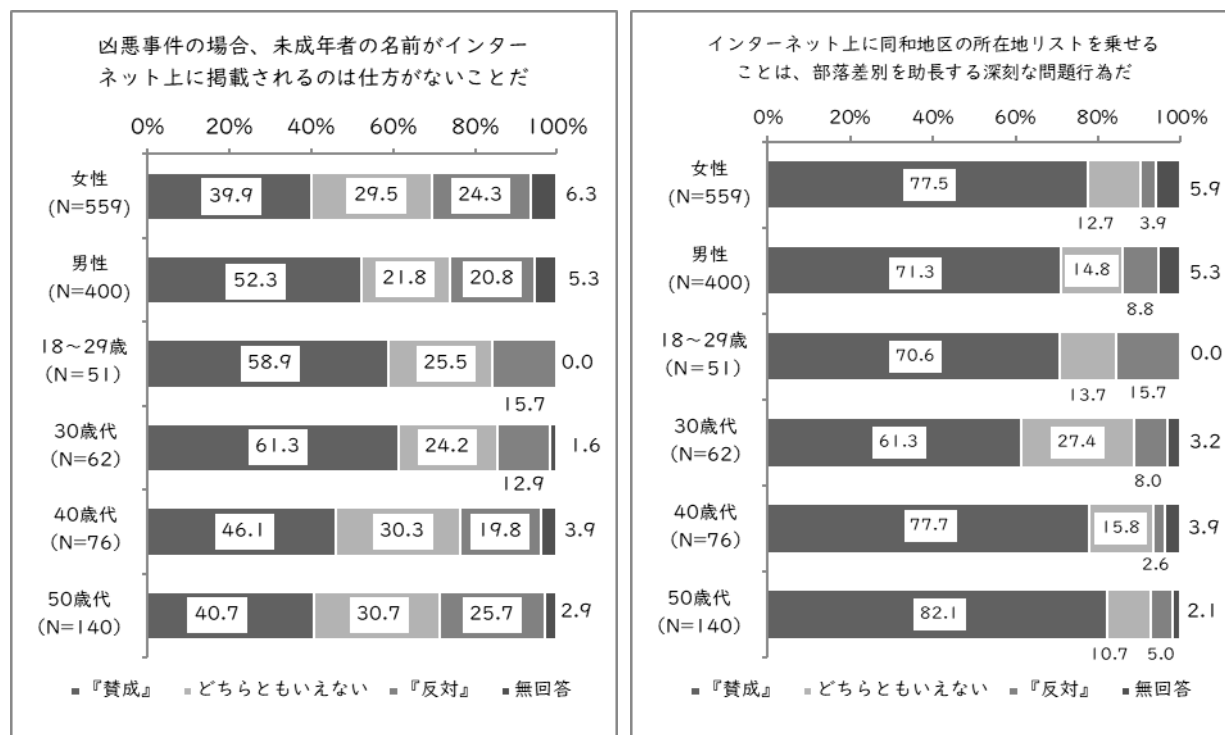
インターネットは、その普及とともにさまざまな分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在しており、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。電子掲示板における誹謗中傷等に加えて、SNS*等の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化しています。

さらに、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権問題を解消するうえでも必要不可欠なものです。

国においては、情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取り組み等を推進しているほか、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めています。また、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要があります。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

SNS*／インフルエンサー／オンライン／無名の投稿／誹謗中傷／そのまま受け取る／スマホ

(2) めざす姿

○こどもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高め、インターネット利用者が加害者にも被害者にもならない河内長野市をめざします。

- ・インターネット上のさまざまな情報を主体的に読み解くとともに自分なりに表現できる能力（メディア・リテラシー*）が向上している。
- ・各人権問題への認識が高まり、インターネット上の人権侵害を許さない意識が定着している。

(3) 施策の方向

①インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

- ・こどもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対処啓発など、メディア・リテラシー*を向上するための教育・啓発を推進します。

②各人権問題に関するインターネット上の情報発信の推進

- ・インターネット上の人権侵害が各人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあるため、インターネット上における各人権問題の情報発信を推進します。

③インターネットモニタリング*の推進

- ・本市におけるインターネット上の誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込み等がないかモニタリング*を実施します。
- ・差別を助長する悪質で違法性が高い書き込みに対しては、国や大阪府をはじめ、関係機関と連携を図りながら、適切に対応します。

④相談窓口の充実

- ・国や大阪府などの関係機関をはじめ、大規模プラットフォーム事業者の取り組み状況を注視しながら、情報収集に努め、適切な支援先につながるよう、相談体制の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

- ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法*）
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律（青少年ネット規制法）
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法*）
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現に向けて

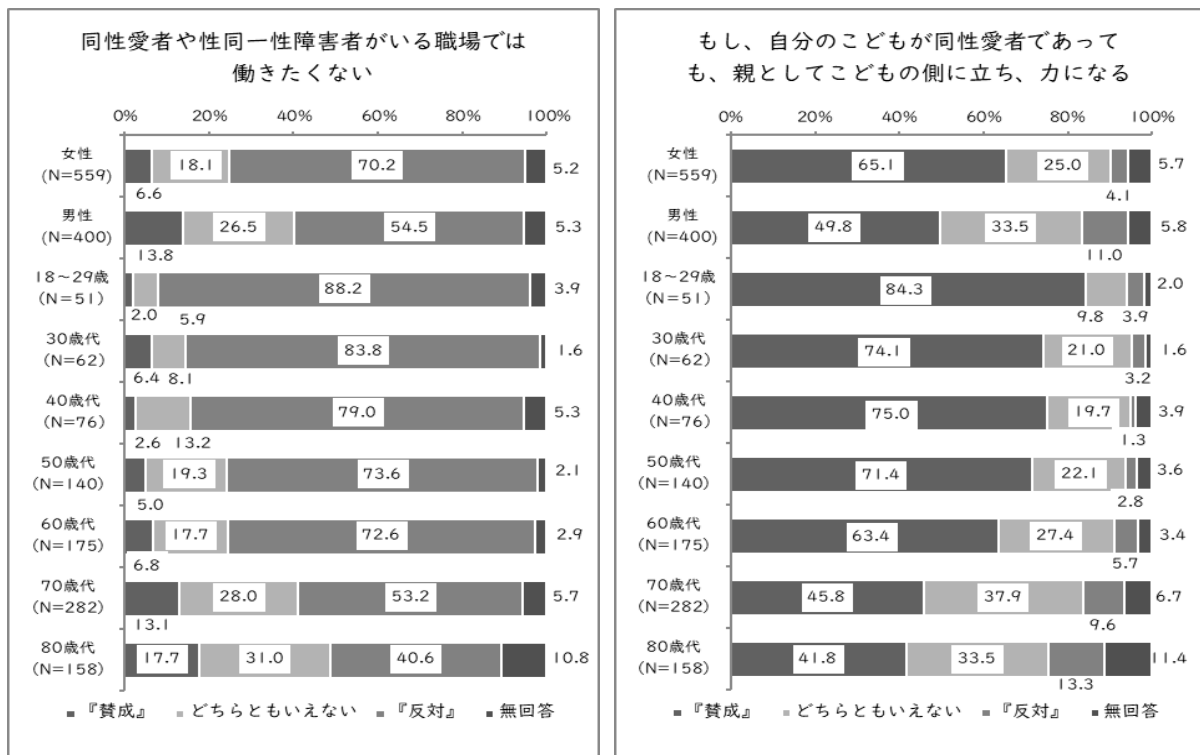
(1) 現状と課題

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があ
るなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり
方が少数派の人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総
称としてLGBTQ*と表されることもあります。LGBTQ*以外にも性的指向や性自認が明確でな
い人、揺れ動く人、持たない人などもあります。性のあり方は人それぞれです。

日本における性的マイノリティの割合は、国や民間の研究機関などによって、統計データが出
ていますが、調査方法や定義にばらつきがあり、割合に差異が見られます。大切なのは数字の多
少ではありません。性的マイノリティの人が身近にいるのだと認識し、何に困っているかを一緒
に考える意識や態度を身に付けることが求められます。

国においても、最高裁判所の判決を受けて、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性
パートナーが含まれ得るとの解釈が示されるなど、法律に基づき、すべての国民が、性的指向及
びジェンダーアイデンティティ*を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認
識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

性的マイノリティ／LGBTQ*／同性パートナーシップ／同性婚／トランスジェンダー

(2) めざす姿

○性の多様性への理解を深め、個性が尊重される河内長野市をめざします。

- ・性的マイノリティが身近にいるのだと認識し、何に困っているかを一緒に考える意識や態度が身についている。
- ・SOGI*への理解が深まり、一人ひとりが自分らしい生き方を選択している。
- ・SOGI*を理由とする不当な差別を許さない意識が定着し、誰もが安心して暮らしている。

(3) 施策の方向

①SOGI*の多様性理解促進に向けた教育・啓発の推進

- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度*の利活用を進めるとともに、法律や条例の周知啓発を図りながら、あらゆる活動の場での教育・啓発活動を進めます。

②より良い公共サービスの充実

- ・「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を活用し、市職員及びとして、性的マイノリティについての正しい理解を深め、より良い公共サービスの提供に努めます。

③相談窓口の充実

- ・家族や職場の人にも相談できないことが考えられるため、相談員の資質の向上に努めるとともに、適切な支援先につながるよう、相談窓口の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

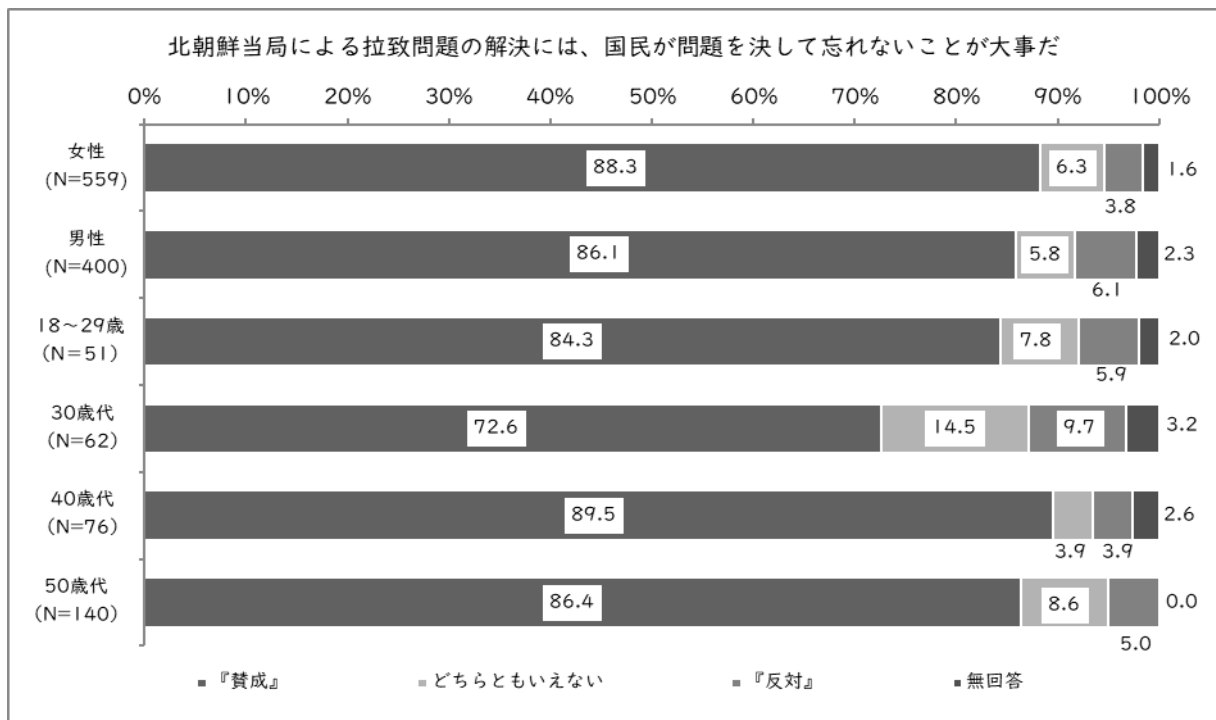
- ・性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法*）
- ・大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例
- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度*

第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消において

(1) 現状と課題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取り組みが引き続き求められています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



(2) めざす姿

○北朝鮮当局による拉致問題の解消において幅広い世代の関心を高めます。

(3) 施策の方向

- ・北朝鮮当局による拉致問題について、関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

【主な関係法令・計画等】

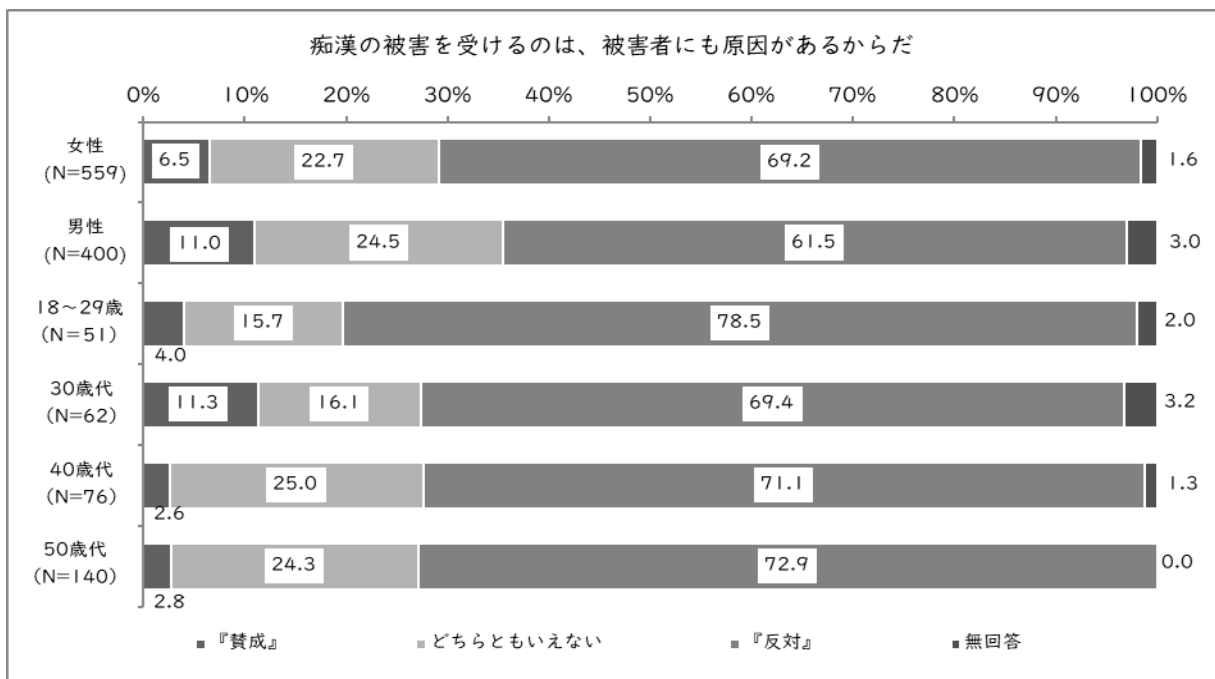
- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*

第 11 節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて

(1) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、うわさや心ない中傷等がインターネット上で書き込まれることなどにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。国の「犯罪被害者等基本計画」には、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」などの重点課題を掲げています。

【市民意識調査（令和 7 年 6 月）の結果】



(2) めざす姿

○犯罪被害者及びその家族が安心して暮らしている河内長野市をめざします。

(3) 施策の方向

- ・ 犯罪被害者及びその家族の人権問題について、国や府などの関係機関と連携しながら、相談窓口の設置等、その関心と理解を深める取り組みを進めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 犯罪被害者等基本法*
- ・ 河内長野市犯罪被害者等支援条例

第12節 さまざまな人権問題の解決において

(1) 現状と課題

国際化・情報化・少子高齢化する現代社会においては、こころの病や、職場をはじめとするハラスメント*（嫌がらせ・いじめ）、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、刑を終えて出所した人及びその家族の人権問題、アイヌの人々の人権問題など、さまざまな人権問題、さらに今後生じる新たな人権問題について、状況に応じた取り組みが求められています。

(2) めざす姿

〇こころの病や、職場をはじめとするハラスメント*（嫌がらせ・いじめ）、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題が正しく理解され、人権が尊重された河内長野市をめざします。

- ・さまざまな人権問題について、世代を超えて関心度が高まっている。
- ・災害に伴う人権問題など、市民が「自分事」としてイメージできている。
- ・市民一人ひとりに寄り添い、互いの人権を尊重し合いながら、平穏無事に暮らしている。

(3) 施策の方向

①さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進

- ・アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題の関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

②相談窓口の充実

- ・孤立化や孤独化を防ぎ、市民一人ひとりに寄り添った相談支援に努めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・労働基準法
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法*）
- ・生活困窮者自立支援法*
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法*）
- ・再犯の防止等の推進に関する法律

第4章 施策推進体制と進行管理

第1節 施策推進の体制

(1) 庁内における推進体制

人権施策を総合的に推進していくには横断的な取り組み・連携が重要であり、各部局が協力しながら施策を推進していかなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権施策推進本部などの積極的な活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。また、市が行うすべての業務は何らかの形で人権と関わりがあるため、職員の人権意識の向上は不可欠です。人権の視点に立って業務に取り組む姿勢を育むため、体系的な人権研修等を実施します。

(2) 国、大阪府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、国、大阪府に対して、制度・財政面での適切な支援を求めます。

(3) 市民等との連携

人権施策を効果的に推進していくためには、市民、関係団体、事業者などとの協働による連携した取り組みが重要です。今後、複雑・多様化する人権問題を解決するためには、市と市民等との橋渡しの役割を担うなど自主・自立性を持って、人権尊重のまちづくりに幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

(1) 目標指標の設定

本基本方針・推進プランを推進するため、「第3章 分野別人権施策の推進」の各人権問題について目標指標を設定することとします。

(別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

(2) PDCAサイクルによる進行管理

目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、PDCAサイクルに基づく進行管理により、関連する施策の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。

(別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

○基本的人権施策の推進に関する目標指標

項目（目標指標）	当初値（R7）	中間値（R12）	目標値（R18）
憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率） ※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人	15.9%	20.0%	25.0%

○分野別人権施策の推進に関する目標指標

☐男女共同参画社会の実現にむけて

項目（目標指標）	当初値（R7）	中間値（R12）	目標値（R18）
「こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	27.3%	25.0%	23.0%

☐こどもの人権が尊重される社会の実現にむけて

「いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	29.1%	25.0%	23.0%
---	-------	-------	-------

☐生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

「認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	11.0%	5.0%	0.0%
---	-------	------	------

☐障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

障害者差別解消法の市民認知度 ※市民認知度とは、「内容（趣旨）を知っている」の割合	5.8%	7.0%	10%
--	------	------	-----

☐部落差別（同和問題）の解決にむけて

部落差別解消推進法の市民認知度	7.0%	10.0%	15.0%
-----------------	------	-------	-------

☐外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

ヘイトスピーチ解消法の市民認知度	3.9%	5.0%	7.0%
------------------	------	------	------

☐感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

「HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	32.8%	25.0%	20.0%
---	-------	-------	-------

☐高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

「凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	26.3%	23.0%	20.0%
---	-------	-------	-------

☐多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の市民認知度	2.8%	3.5%	5.0%
---	------	------	------

☐北朝鮮当局による拉致問題の解消にむけて

「北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	6.0%	3.0%	0.0%
--	------	------	------

☐犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現にむけて

「痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	23.7%	20.0%	15.0%
--	-------	-------	-------

☐さまざまな人権課題の解決にむけて

憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率） ※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人	15.9%	20.0%	25.0%
---	-------	-------	-------

参考資料

1 用語解説

(※各用語はあくまで概要です。より詳細な情報は「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)(右記 QR コード)」等をご参照ください。)



法務省 HP

2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

3 「人権擁護都市宣言」に関する決議

4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

5 世界人権宣言

6 日本国憲法(抄)

7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

I 用語解説

あ行

■アイヌ施策推進法

平成 31(2019)年 4 月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元(2019)年 5 月に施行されました。従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取り組みをアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。

■アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育ってきた環境や所属する集団、過去の経験の中で無意識のうちに刷り込まれた思考の癖により、偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

■いじめ防止対策推進法

平成 25(2013)年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律です。

■インクルーシブ

「すべてを包み込む」を意味する言葉です。すべての人が個性や能力、障がいの有無などに関わらず、ともに尊重し合うことをいいます。

■HIV（エイズウイルス）／エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群 AIDS：Acquired Immunodeficiency Syndrome）の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態の人のことです。

エイズは、HIV に感染し生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。

■SNS（インターネット）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

■NPO（NPO 法人）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体のことです。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織（特定非営利活動法人など）と、法人格を持たない組織（ボランティアグループなどの任意団体）があります。

■LGBT（エルジー・ビー・ティー）／LGBTQ（エルジー・ビー・ティー・キュー）

LGBT は、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称のひとつで、L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人）の頭文字をとったものです。L・G・B・T 以外にも、Q：クエスチョニング（性自認や性的指向が明確でない人）／クワイ（規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉）、アセクシュアル（他人に恋愛感情を抱かない人）、Xジェンダー（性自認が中性である又は性別を決めたくない人）など、さまざまなセクシュアリティが存在しています。性のあり方は多様であり、性のあり方が少数派の人々を表す総称は、LGBT や LGBTQ 等をはじめ、さまざまな表現が使われています。

■大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が互いを人生のパートナーとすることを宣言する「宣誓書」を提出し、大阪府が宣誓された事実を証明することにより、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度です。

宣誓書受領証は、住所や独身を証明する書類を提出いただき、本人確認などの手続きを行ったうえで、大阪府が交付しています。

か行

■旧優生保護法

昭和 23(1948)年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がい有すること等(以下「特定疾病等」という。)を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられてきました。

■旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

令和 7(2025)年 1 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする法律です。

■公正採用選考人権啓発推進員

就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担っています。具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者(旗振り役)としての役割を担っています。

■高齢者虐待防止法

平成 18(2006)年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。また、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

■個人情報保護法

平成 17(2005)年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。この法律は、だれもが安心して IT 社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱ううえでのルールを定めたものです。

■国際人権規約

法的拘束力のない世界人権宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54(1979)年 9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

■固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

■こども基本法

令和 5(2023)年 4 月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)

令和 6(2024)年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めるものです。

さ行

■ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文化的に形成された男女の違いのことです。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。

■ジェンダーアイデンティティ

令和 5(2023)年 6 月に施行された理解増進法においては、「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の「性」についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

■児童虐待防止法

平成 12(2000)年 5 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国等の責務等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律で、平成 16(2004)年 4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

■児童の権利に関する条約

全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする条約です。18 歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めています。わが国はこの条約を平成 6(1994)年 4 月に批准しました。

■障害者虐待防止法

平成 24(2012)年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

■障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。この条約の主な内容としては、「一般原則」「一般的義務」「障がい者の権利実現のための措置」「条約の実施のための仕組み」となっています。わが国は平成 26(2014)年 1 月に批准しました。

■障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成 28(2016)年 4 月に施行されました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和 6(2024)年 4 月から事業者も義務化されることになりました。

■情報流通プラットフォーム対処法

特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者等）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）の義務を定めた法律です。

■女子差別撤廃条約

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。わが国は、昭和 60(1985)年に批准しました。

■女性活躍推進法

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めています。令和 7(2025)年 6 月に一部改正され、期限が 10 年間延長されるとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けることとなりました。

■人権教育のための国連 10 年

国連は、平成 7(1995)年～平成 16(2004)年までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7(1995)年 12 月に推進本部を設置し、平成 9(1997)年 7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

■人権文化の創造

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、また、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

■人種差別撤廃条約

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。わが国は、平成 7(1995)年に加入しました。

■ストーカー規制法

平成 12(2000)年 11 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

■ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対しつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、特定の者又はその配偶者など社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

■生活困窮者自立支援法

平成 25(2013)年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律で、必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

■成年後見制度

自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

■世界エイズデー

世界エイズデー（World AIDS Day：12 月 1 日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が昭和 63(1988)年に制定したもので、毎年 12 月 1 日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

■世界人権宣言

昭和 23(1948)年 12 月の国際連合第 3 回総会で採択されました。前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人々が享有すべき人権と基本的自由を定めています。

た行

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進することを目的として、平成 11(1999)年に施行されました。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和 61(1986)年に施行されました。「募集・採用」、「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」や積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。

■SOGI（ソジ またはジギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取ったもので、すべての人が持つ性自認・性的指向について焦点をあてた言葉です。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などを含めます。また、デート DV とは交際中のカップル間に起こる DV のことです。

■DV 防止法

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成 13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定・施行され、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年、平成 25(2013)年に改正されてきました。令和 5(2023)年に 4 度目の改正が公布され、令和 6(2024)年 4 月から施行されました。

■登録型本人通知制度

住民票や戸籍謄本などを、代理人や第三者などが請求し、交付した場合に、事前に登録した方に対して交付の事実を通知する制度を平成 22(2010)年 3 月から実施しています。住民票や戸籍謄本などの委任状を偽造して本人になりました不正請求の早期発見や、使用目的を偽って証明書を不正に取得する事案などを抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

な行

■認知症

さまざまな病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態をいいます。

は行

■ハラスメント

パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラなどに代表される職場におけるハラスメントは、男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法、労働施策総合推進法などに規定されており、各種法律の改正が進むにつれて、事業主の措置義務等が位置付けられてきました。また、社会一般的にもさまざまな形態のハラスメント（嫌がらせ・いじめ）が起こっており、職場だけに限られません。

■バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。障がいの有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の意味でも用いられます。

■犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念や、国等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする法律です。

■ハンセン病

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで引き起こされる感染症の一種です。かつては「癩」と呼ばれていましたが、差別的なイメージがつきまとうことから、現在はらい菌を発見したアルマウル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれています。

■認知症基本法

令和 6(2024)年 1 月に認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指すため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行されました。認知症基本法に基づき、認知症施策推進基本計画を取りまとめ、その中で、「新しい認知症観」を示しました。

■ハンセン病問題基本法

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）は、平成 21(2009)年 4 月に施行されました。ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた法律です。

■ビジネスと人権に関する指導原則

多国籍企業と人権との関係を示す「人権を守る国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済措置へのアクセス」の 3 つの柱に分類し、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、被害者が効果的な救済を得るメカニズムの重要性を強調し、各主体が、それぞれの義務・責任を遂行すべき具体的な分野及び事例を挙げています。わが国では、令和 2(2020)年 10 月に企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

■部落差別解消推進法

平成 28(2016)年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別の解消に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

■部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

■ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ま行

■メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

や行

■やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のことです。

ら行

■らい予防法

かつてわが国においては、すべての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策と、国主導の下各都道府県における「無ら

■ヘイトスピーチ解消法

平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し施行されました。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

■モニタリング

インターネット上の匿名掲示板などへの差別を助長する書き込みに対して、モニタリング(監視)を行うことです。悪質な書き込みを発見し、削除の必要があると判断した場合は、法務局等の関係機関と連携しながらプロバイダへの削除要請を行っており、全国の自治体において取り組みが広がっています。

■ヤングケアラー

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者」のことです。

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、あらかじめ多様な人々が利用しやすいようにデザインすることを行います。

い県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長されました。

■拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

この法律は、わが国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする法律です。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。こどもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。ここでいう「健康」の定義は「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」です。

■労働施策総合推進法

労働施策総合推進法とは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の略称です。令和元(2019)年の改正で、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定が追加されました。そして、令和7(2025)年の改正では、職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることを事業主に義務付ける規定も追加されました。

2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

世界（条約等）	国（法律等）	年度	大阪府（条例等）	河内長野市（条例等）
	日本国憲法	昭和 21(1946)年		
世界人権宣言		昭和 23(1948)年		
人種差別撤廃条約	同和对策審議会答申	昭和 40(1965)年		
国際人権規約		昭和 41(1966)年		
	同和对策事業特別措置法	昭和 44(1969)年		
		昭和 49(1974)年		同和教育基本方針
女子差別撤廃条約		昭和 54(1979)年		
	地域改善対策特別措置法	昭和 57(1982)年		
		昭和 60(1985)年	部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例	
	男女雇用機会均等法	昭和 61(1986)年		
	地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律	昭和 62(1987)年		
児童の権利に関する条約		平成元(1989)年		
人権教育のための国連 10 年 行動計画		平成 7～16(1995 ～2004) 年		
	人権擁護施策推進法	平成 8(1996)年		人権擁護都市宣言
		平成 9(1997)年	人権教育のための国連 10 年 大阪府行動計画	
		平成 10(1998)年	人権尊重の社会づくり条例	
	男女共同参画社会基本法	平成 11(1999)年	人権教育基本方針・人権教育 推進プラン	同和行政基本方針
	人権教育及び人権啓発の推進 に関する法律 ストーカー規制法 児童虐待防止法	平成 12(2000)年		人権教育のための国連 10 年 河内長野市行動計画
	DV 防止法	平成 13(2001)年	男女共同参画プラン	思いやりとぬくもりのある人 権尊重のまちづくり条例
		平成 14(2002)年	男女共同参画推進条例 在日外国人施策に関する指針 人権保育基本方針	
		平成 15(2003)年		人権教育基本方針
人権教育のための世界計画	犯罪被害者等基本法	平成 16(2004)年		
人権教育のための世界プログラム	個人情報保護法	平成 17(2005)年	人権教育推進計画	
	拉致問題その他北朝鮮当局に よる人権侵害問題への対処に 関する法律 高齢者虐待防止法	平成 18(2006)年		男女共同参画推進条例 人権施策基本方針
障害者権利条約		平成 19(2007)年		
		平成 20(2008)年		人権施策推進プラン
	ハンセン病問題基本法	平成 21(2009)年		人権保育基本方針
		平成 22(2010)年		住民票の写し等の第三者交付に係 る本人通知制度に関する要綱
	いじめ防止対策推進法 障害者差別解消法 子どもの貧困対策法 生活困窮者自立支援法	平成 25(2013)年		
	女性活躍推進法	平成 27(2015)年	人権教育推進計画（改定）	河内長野市立学校いじめ防止等対 策審議会及びいじめ問題再調査委 員会設置条例
	部落差別解消推進法 ヘイトスピーチ解消法	平成 28(2016)年		人権施策推進プラン(改訂版)
	アイヌ施策推進法 ハンセン病患者家族に対する補 償金の支給等に関する法律	令和元(2019)年	人権尊重の社会づくり条例 （一部改正） ヘイトスピーチ解消推進条例 性の多様性理解増進条例	
		令和 2(2020)年		新型コロナウイルス感染症患者等 への差別防止に関する条例
		令和 3(2021)年		手話言語条例 認知症と共に生きるまちづく り条例
	こども基本法 性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律	令和 5(2023)年		
	女性支援新法 認知症基本法	令和 6(2024)年		犯罪被害者等支援条例
	情報流通プラットフォーム対 処法	令和 7(2025)年		

3 「人権擁護都市宣言」に関する決議

平成 8（1996）年 6 月 20 日決議

基本的人権の享有を基調とする日本国憲法を日々の暮らしの中に生かし、住んでよかったといえるようなまちづくりは、市民すべての願いである。

しかし、私たちの社会には今なお存在するさまざまな人権侵害の現実があり、幸せへの願いを阻む要因となっている。

この社会情勢を克服するため、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いて行かなければならない。

私たちは、改めて基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

平成 13（2001）年 3 月 28 日

条例第 3 号

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（体制の充実）

第 4 条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第 5 条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5 世界人権宣言

1948年12月10日

国際連合第3回総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、
国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるす

べての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそののかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾

病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

第二十七条

すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる

精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 日本国憲法（抄）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視し

てはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条　何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を

有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月16日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及

び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

令和 7（2026）年 1 月改訂

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、人権が尊重される社会の実現をめざし、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。人権という普遍的文化の構築、人権が尊重される社会の実現は、すべての人々の願いであり、人権は、すべての人々が、人として、いきいきと生活する上で不可欠なものである。

すべての人々の人権が保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みを行ってきたところである。しかし、社会を取り巻く情勢が大きく変化し、国際化し、情報化はますます進み、それによって個別の人権課題における問題状況が複雑化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たな人権課題も生じてきた。

とりわけ、近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化している。様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害事案が生じており、個別の人権課題に横断的に関わっている状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要である。さらに、様々な人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践的行動力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

2. 人と人とのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化とともに、様々な人権課題が新たに発生する可能性があることを認識し、すべての人々の自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

3. 地域社会のつながりを豊かにする人権教育

市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化、習慣、価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

かわらずなが〜く ふだんのしあわせ



河内長野市総務経営局市民に寄り添う部人権推進課

〒586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp>

河内長野市 人権施策基本方針・推進プラン 2026 - 2036

【概要版】

思いやりとぬくもりのある、
一人ひとりが尊重しあえる共生のまち
～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

かわらずなが～く
ふだんのしあわせ



令和8(2026)年3月
河内長野市

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していく必要があります。

河内長野市第6次総合計画では、理念を「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」とし、まちづくりの方向としてビジョンの1つに「みんなが、主役。みんなが、ファン。」と掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち、なりたい自分に近づけるまちをめざすこととなりました。

この第6次総合計画と同時に「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン（以下「本基本方針・推進プラン」とする。）」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営に取り組んでまいります。

期間

期間は11年間（令和8(2026)年度～令和18(2036)年度）です。

位置づけ

河内長野市総合計画を上位計画とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画です。

施策推進体制と進行管理

人権施策を総合的かつ横断的に推進するための庁内体制を整備しながら、市民等、国、大阪府、近隣自治体との連携を進めます。

各人権課題についての目標指標を設定するとともに、PDCAサイクルによる進行管理により、効果的・効率的な施策の推進に努めます。

【主な3つの目標指標】

- 憲法における「国民の権利」の理解度
- 各人権問題に関連する意見や考え方に対して「どちらともいえない」の市民割合
- 各人権問題に関連する法律の市民認知度

人権施策の基本理念

市では、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、次の＜基本理念＞と、3つの＜目指す姿＞を掲げます。

＜基本理念＞

『思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち』

～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

＜目指す姿＞



人権施策の基本的視点

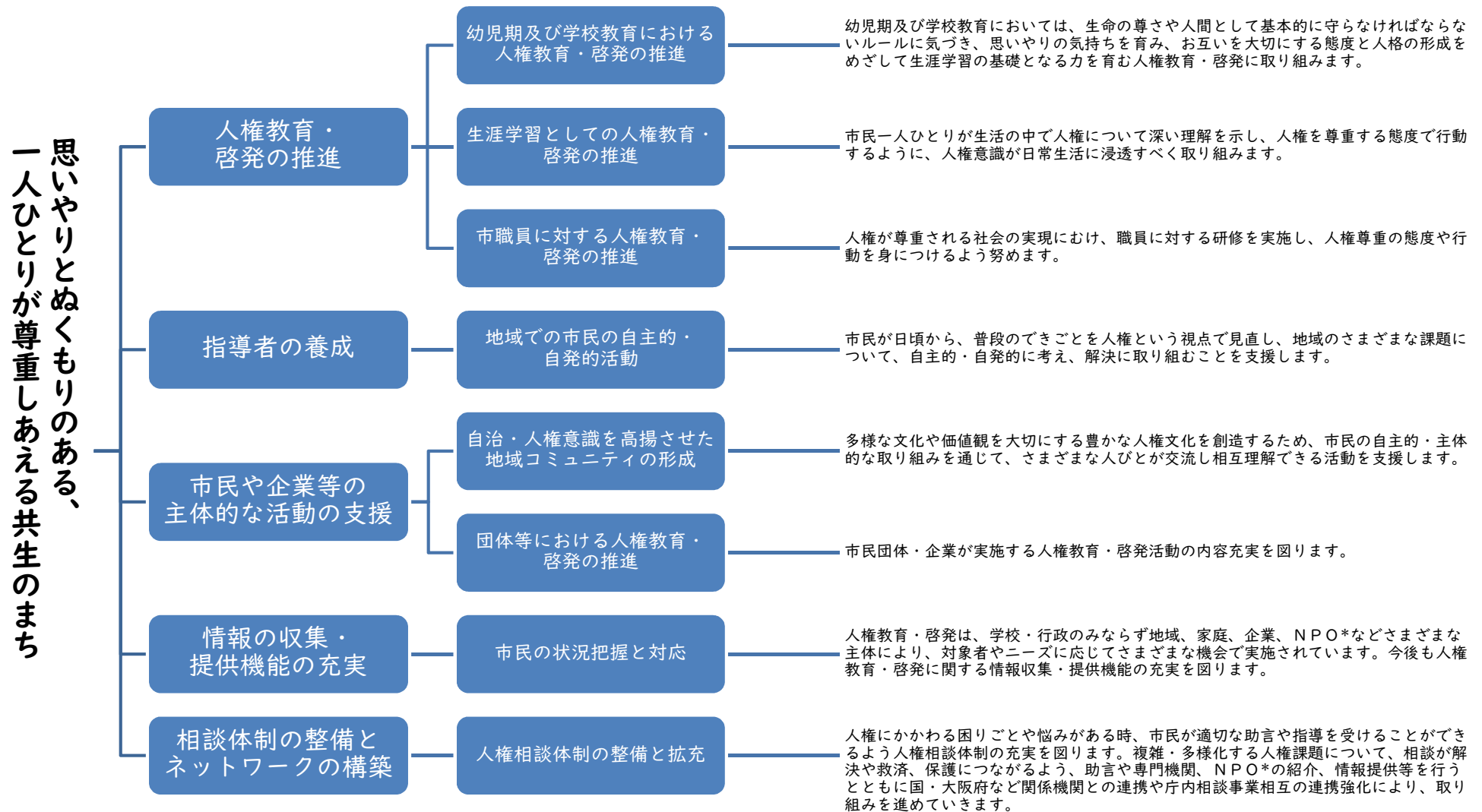
人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次のとおりとします。

- ① 「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重し合う大切さを理解する。
- ② 多様な文化や価値観を持った人びととふれあい、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざす。
- ③ 人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援する。
- ④ 市、市民、事業者等が連携・協働し、人権のさまざまな課題を共有する。
- ⑤ 偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組む。
- ⑥ さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援する。
- ⑦ 主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努める。
- ⑧ 人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けられる。

基本的人権施策の推進

基本的人権施策とは、さまざまな課題に共通する基本的な施策であり、「分野別人権施策の推進」における各人権問題に関する人権施策にも共通して実施するものです。また、基本的人権施策を進めるに際しては、次の4つの点に特に留意することとします。

- ① 新たな人権問題への対応 …… 新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。
- ② 人権教育のさらなる充実 …… 「複合差別」の問題や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。
- ③ 法律や条例の周知啓発 …… 各人権問題に関連する条約や法律、条例について、その内容を広く市民に周知・啓発する。
- ④ 人権情報の効果的な提供 …… 受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。



分野別人権施策の推進



1. 男女共同参画社会の実現において

- ・職場、学校、地域、家庭などあらゆる活動の場で男女共同参画（ジェンダー平等）が進み、人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。
- 男女共同参画（ジェンダー平等）の理解の促進 ●女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 女性の権利擁護の推進 ●河内長野市男女共同参画計画に関する施策の推進

2. こどもの人権が尊重される社会の実現において

- ・こどもが一人の人間として、また、権利を享受し、行使する主体として最大限に尊重され、健やかな心身の成長や人格の形成ができる河内長野市をめざします。
- こどもの権利擁護の推進 ●こどもの安全・安心な環境づくりの推進
- 児童の権利に関する条約の普及啓発 ●河内長野市こども計画に関する施策の推進

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現において

- ・高齢者が尊厳と生きがいを持って、自分らしく安心して生活できる河内長野市をめざします。
- 高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりの推進 ●認知症施策の推進
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進 ●河内長野市高齢者福祉計画等に関する施策の推進

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において

- ・障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きるインクルーシブな河内長野市をめざします。
- 障がい者差別解消の推進 ●あらゆる分野の活動への参加の推進
- 障がい者虐待防止の推進 ●河内長野市障がい者長期計画等に関する施策の推進

5. 部落差別（同和問題）の解決において

- ・一人ひとりが部落差別（同和問題）に関する正しい知識と理解を深め、すべての人権問題につながる普遍的価値を正しく認識している河内長野市をめざします。
- 部落差別（同和問題）に関する教育と啓発の推進 ●部落差別解消推進法に関連する施策の推進
- 部落差別（同和問題）の解消に向けた取り組みの推進

6. 外国人の人権が尊重される社会の実現において

- ・互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる河内長野市をめざします。
- ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みの推進 ●多文化共生への理解促進
- 河内長野市国際化・多文化共生ビジョンに関する施策の推進 ●外国人市民等への情報提供の充実

7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現において

- ・正しい情報と知識による冷静な行動により、人とのつながりを大切にする河内長野市をめざします。
- 感染症に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発の推進 ●ハンセン病問題に関する理解の促進

8. 高度情報化社会における人権尊重の実現において

- ・こどもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高め、インターネット利用者が加害者にも被害者にもならない河内長野市をめざします。
- インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進 ●インターネットモニタリングの推進
- 各人権問題に関するインターネット上の情報提供の推進 ●相談窓口の充実

9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現において

- ・性の多様性への理解を深め、個性が尊重される河内長野市をめざします。
- SOGIの多様性理解促進に向けた教育・啓発の推進 ●より良い公共サービスの充実
- 相談窓口の充実

10. 北朝鮮当局による拉致問題の解消において

- ・北朝鮮当局による拉致問題の解消において幅広い世代の関心を高めます。
- 北朝鮮当局による拉致問題について、関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

11. 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現において

- ・犯罪被害者及びその家族が安心して暮らしている河内長野市をめざします。
- 犯罪被害者及びその家族の人権問題について、国や府などの関係機関と連携しながら、相談窓口の充実等、その関心と理解を深める取り組みを進めます。

12. さまざまな人権問題の解決において

- ・こころの病や、ハラスメント、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題が正しく理解され、人権が尊重された河内長野市をめざします。
- さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進 ●相談窓口の充実

かわらずなが〜く ふだんのしあわせ



河内長野市総務経営局市民に寄り添う部人権推進課

〒586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp>



閲覧用

河内長野市人権施策推進プラン（案）に対するパブリックコメント意見及び市の考え方一覧

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）まで、市ホームページ及び市内の主な公共施設において公表し、河内長野市人権施策推進プラン（案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、お寄せいただいたご意見はありませんでした。

◆分類について

変更	ご意見を受けて、河内長野市人権施策推進プランに変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は、河内長野市人権施策推進プランに含まれています。	0件
参考	ご意見の趣旨等は、河内長野市人権施策推進プランに含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	0件
その他	ご意見につきましては、河内長野市人権施策推進プランに反映しないものとします。	0件

番号	分類	ページ	ご意見（の概要）	市の考え方
			お寄せいただいたご意見はありませんでした。	

問合せ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所（河内長野市 市民に寄り添う部 人権推進課）
電話：0721-53-1111

河内長野市人権施策基本方針・推進プラン策定の進捗状況

- R7年4月 ・人権に関する市民意識調査業務の委託業者と契約締結。
- 5月26日～6月16日 ・市民意識調査の実施。
- 6月9日～30日 ・市職員・市立学校教員の意識調査実施。
- 7月23日 ・意識調査報告書（市民）の作成。
- 8月18日 ・意識調査報告書（市職員、市立学校教員）の作成。
- 9月5日 ・河内長野市人権施策推進本部幹事会の開催（書面）
- 9月17日 ・河内長野市人権施策推進本部会議の開催（書面）
- 10月2日 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第1回会議の開催（諮問）
- 10月15日 ・庁議
- 11月17日 ・総務福祉教育常任委員協議会への報告
- 12月中 ・関係機関との調整
- 12月23日 ・審議会委員へパブリックコメント用資料の参考送付
- R8年1月5日～30日 ・パブリックコメントの実施
- 2月10日 ・審議会委員へパブコメ後修正案の資料送付
- 2月26日 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第2回会議の開催
- 3月中旬 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第3回会議の開催（答申）
- 3月下旬 ・河内長野市人権施策基本方針・推進プランの策定